

第十回国会 通商産業委員会 議録 第二十二号

昭和二十六年三月三十一日(土曜日)
午後一時五十分開議

出席委員

- 委員長 小金 義照君
理事 多武良哲三君 理事 中村 幸八君
理事 高橋清治郎君 理事 今澄 勇君
今泉 貞雄君 小川 平二君
澁谷雄太郎君 高木吉之助君
中村 純一君 福田 一君
南 好雄君 加藤 録造君
出席國務大臣 横尾 龍君
通商産業大臣
委員外の出席者 専門員 谷崎 明君
専門員 大石 主計君
専門員 越田 清七君

三月三十一日
計量法案(内閣提出第一三七号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
公聴会開会承認要求に関する件
計量法案(内閣提出第一三七号)

○小金委員長 ただいまより通商産業
委員会を開会いたします。

高圧ガス取締法案に対する質疑は、
次会にこれを延ばしまして、ただいま
当委員会に付託せられました計量法案
を議題といたします。

まず計量法案の提案理由の説明を求
めます。通商産業大臣横尾龍君。

計量法案
計量法

目次

- 第一章 総則(第一條―第十二條)
第二章 計量器に関する事業
第一節 製造(第十三條―第三
十四條)
第二節 修理(第三十五條―第
四十六條)
第三節 販売及び販売の仲立
(第四十七條―第六十
二條)
第三章 計量の安全の確保(第六
十三條―第八十五條)
第四章 検定、比較検査、基準器
検査及び容量検査
第一節 検定(第八十六條―第
九十六條)
第二節 比較検査(第九十七
條―第一百零五條)
第三節 基準器検査(第一百六
條―第一百十四條)
第四節 容量検査(第一百十五
條―第一百二十二條)
第五章 計量証明の事業(第一百
二十三條―第一百三十八條)
第六章 取締(第一百三十九條―第
百五十八條)
第七章 計量士(第一百五十九條―
第一百七十二條)
第八章 事業場の指定(第一百七
十三條―第一百八十一條)
第九章 再検査及び異議の申立
第一節 再検査(第一百八十二
條―第一百九十六條)

第二節 異議の申立(第百九十
七條―第二百七條)

第十章 計量行政審議会(第二百
八條―第二百十五條)

第十一章 雑則(第二百十六條―
第二百三十條)

第十二章 罰則(第二百三十一
條―第二百三十九條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、計量の基準を
定め、適正な計量の実施を確保
し、もつて経済の発展及び文化の
向上に寄與することを目的とす
る。

(計量及び計量單位の定義)

第二條 この法律において、「計量」
とは、長さ、質量、時間、温度、
面積、体積、速さ、加速度の大き
さ、力の大きさ、圧力、仕事、工
率、熱量、角度、流量、粘度、密
度、濃度、光度、光束、照度、周
波数、騒音の大きさ、織度、かた
さ、衝撃値、引張強さ、圧縮強
さ、粒度、屈折度、湿度、比重及
び耐火度(以下「物象の状態の量」
という。)を計することをいい、「計
量單位」とは、計量の基準となる
ものをいう。

(基本單位及び現示)

第三條 長さ、質量、時間及び温度
の計量單位は、左の通りとする。
一 長さの計量單位は、メートル
とする。

メートルは、温度〇度におけ
る国際メートル原器でメートル
として示される長さとし、メー
トル條約によつて日本国に交付
されたメートル原器で現示す
る。

二 質量の計量單位は、キログラ
ムとする。
キログラムは、国際キログラ
ム原器の質量とし、メートル條
約によつて日本国に交付された
キログラム原器で現示する。

三 時間の計量單位は、秒とす
る。
秒は、平均太陽日の八六、四
〇〇分の一とし、東京天文台が
秒として決定する時間で現示す
る。

四 温度の計量單位は、度とす
る。
度は、熱力学的温度目盛(空
気で飽和している水と氷との、
圧力一・〇一二五〇バールの
下における平衡温度を〇度とし、
水と水蒸気との、圧力一・
〇一二五〇バールの下における
平衡温度を一〇〇度とする目
盛をいう。)によるものとし、國
際度量衡總會の採決に従い政令
で定める温度目盛で現示する。

(原器及び副原器の保管)

第四條 前條第一号のメートル原器
及びそれにより製造したメートル
副原器は、通商産業大臣が保管す
る。

2 前條第二号のキログラム原器及
びそれにより製造したキログラム
副原器は、通商産業大臣が保管す
る。

(誘導單位及び現示)

第五條 面積、体積、速さ、加速度
の大きさ、力の大きさ、圧力、仕
事、工率、熱量、角度、流量、粘
度、濃度、光度、光束、照度、周
波数及び騒音の大きさの計
量單位は、左の通りとする。

一 面積の計量單位は、平方メー
トルとする。
平方メートルは、辺の長さが
一メートルの正方形の面積を
いう。

二 体積の計量單位は、立方メー
トルとする。
立方メートルは、稜の長さが
一メートルの立方体の体積をい
う。

三 速さの計量單位は、メートル
毎秒とする。
メートル毎秒は、一秒につき
一メートルの速さをいう。

四 加速度の大きさの計量單位
は、メートル毎秒毎秒とする。
メートル毎秒毎秒は、一秒に
つき一メートル毎秒の加速度の
大きさをいう。

五 力の大きさの計量單位は、ニ
ュートン及び重量キログラムと
する。
ニュートンは、一キログラム
の質量の物体に働くとき加速度

の大きさが一メートル毎秒毎秒の加速度を與える力の大きさをいう。

重量キログラムは、一キログラムの質量の物体に働くとき加速度の大きさが九・八〇六六五メートル毎秒毎秒の加速度を與える力の大きさをいう。

六 圧力の計量單位は、パール、重量キログラム毎平方センチメートル、水銀柱メートル、水柱メートル及び気圧とする。

パールは、一平方メートルにつき一〇〇、〇〇〇ニュートンの圧力をいう。

重量キログラム毎平方センチメートルは、一平方メートルにつき一〇、〇〇〇重量キログラムの圧力をいう。

水銀柱メートルは、一三、五九五・一〇キログラム毎立方メートルの密度を有する一メートルの高さの液柱が、加速度の大きさが九・八〇六六五メートル毎秒毎秒の重力の下においてその液柱の底面に及ぼす圧力をいう。但し、氣象に関しては、國際氣象機關で採決されたものによることができる。

水柱メートルは、九九九・九七二キログラム毎立方メートルの密度を有する一メートルの高さの液柱が、加速度の大きさが九・八〇六六五メートル毎秒毎秒の重力の下においてその液柱の底面に及ぼす圧力をいう。

氣圧は、一三、五九五・一〇キログラム毎立方メートルの密度を有する〇・七六メートルの

高さの液柱が、加速度の大きさが九・八〇六六五メートル毎秒毎秒の重力の下においてその液柱の底面に及ぼす圧力をいう。

七 仕事の計量單位は、ジュール、キロワット時及びキロワットメートルとする。

ジュールは、力の大きさが一ニュートンの力がその力の方向に物体を一メートル動かすときにする仕事をいう。

キロワット時は、一、〇〇〇ワットの工率で三、六〇〇秒の時間にされる仕事をいう。

キロワットメートルは、力の大きさが一重量キログラムの力がその力の方向に物体を一メートル動かすときにする仕事をいう。

八 工率の計量單位は、ワットとする。

ワットは、一秒につき一ジュールの工率をいう。

九 熱量の計量單位は、ジュール、キロワット時、キログラムメートル及びキロカロリーとする。

ジュールは、一ジュールの仕事に相当する熱量をいう。

キロワット時は、一キロワット時の仕事に相当する熱量をいう。

キログラムメートルは、一キログラムメートルの仕事に相当する熱量をいう。

キロカロリーは、溫度を指定したときは、圧力一・〇一三二五〇パールの下において一キログラムの質量の水の溫度を、そ

の指定の溫度より〇・五度低い溫度からその指定の溫度より〇・五度高い溫度まで上げる熱量をいい、溫度を指定しないときは、四、一八六・〇五ジュールとする。

十 角度の計量單位は、度及びラジアンとする。

度は、円周を三六〇等分した弧に対する中心角の角度をいう。

ラジアンは、円の半径に等しい長さの弧に対する中心角の角度をいう。

十一 流量の計量單位は、立方メートル毎秒及びキログラム毎秒とする。

立方メートル毎秒は、一秒につき一立方メートルの流量をいう。

キログラム毎秒は、一秒につき一キログラムの流量をいう。

十二 粘度の計量單位は、ポアズとする。

ポアズは、流体内に一メートルにつき一メートル毎秒の速度こう配があるとき、その速度こう配の方向に垂直な面において速度の方向に一平方メートルにつき一ニュートンの力の大きさの応力が生ずる粘度をいう。

十三 密度の計量單位は、キログラム毎立方メートルとする。

キログラム毎立方メートルは、一立方メートルにつき一キログラムの密度をいう。

十四 濃度の計量單位は、質量百分率、体積百分率、モル濃度及び規定とする。

質量百分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一〇〇倍をいう。

体積百分率は、同じ圧力の下における物質の含有成分の体積とその物質の体積との比の一〇〇倍をいう。

モル濃度は、溶液一立方メートル中に溶質一、〇〇〇グラム分子を含有する溶液の濃度をいう。

規定は、溶液一立方メートル中に溶質一、〇〇〇グラム当量を含有する溶液の濃度をいう。

十五 光度の計量單位は、カンデラとする。

カンデラは、白金の凝固点にある黒体の一平方メートルの平均的な表面の垂直方向の光度の六〇〇、〇〇〇分の一の光度をいう。

前項に規定する白金の凝固点にある黒体と色の異なる光源の光度は、國際度量衡總會の採決に従い政令で定める。

カンデラは、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

十六 光束の計量單位は、ルーメンとする。

ルーメンは、すべての方向に放射される光の光度が一様に一カンデラである点光源から単位立体角（一メートルの半径を有する球の球面上の一平方メートルの部分に対する中心立体角をいう）内に放射される光束をいう。

十七 照度の計量單位は、ルクスとする。

ルクスは、一ルーメンの光束をもつて一平方メートルの面を一樣に照らす場合の照度をいう。

十八 周波数の計量單位は、サイクル毎秒又はサイクルとする。

サイクル毎秒又はサイクルは、周期的現象が一秒間に一回繰り返される周波数をいう。

十九 騒音の大きさを計量單位は、ホンとする。

ホンは、その騒音と大きさの等しい標準音波（一、〇〇〇サイクル毎秒の正弦平面進行音波をいう）の工率密度レベルによるものとし、標準音波の工率密度レベルは、その工率密度（一平方メートル当りの工率）と圧力一・〇一三二五〇メートル及び溫度〇度において一平方メートルにつき一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一ワットの工率密度との比が一である場合を〇ホンとし、一〇である場合を一〇ホンとする常用対数尺度で表わす。

ホンは、電気通信大臣が保管する標準器で現示する。

（補助計量單位）

第六條 第三條及び前條の計量單位の補助計量單位は、左の通りとする。

一 第三條第一号のメートルの補助計量單位は、ミリメートル、ミクロン、ミリメートル、センチメートル、デシメートル及びキロメートルとする。

二 第三條第二号のキログラムの補助計量單位は、ミリグラム、センチグラム、デシグラム及びマイクログラムとする。

三 第三條第三号の秒の補助計量單位は、ミリ秒、マイクロ秒、ナノ秒及びピコ秒とする。

四 第三條第四号のワットの補助計量單位は、ミリワット、マイクロワット、ナノワット及びピコワットとする。

ミリミクロンは、メートルの
一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分
の一をいう。

ミクロンは、メートルの一、
〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

ミリメートルは、メートルの
一、〇〇〇分の一をいう。

センチメートルは、メートル
の一〇〇分の一をいう。

デシメートルは、メートルの
一〇分の一をいう。

キロメートルは、一、〇〇〇
メートルをいう。

第三條第二号のキログラムの
補助計量單位は、ミリグラム、
グラム及びトンとする。

ミリグラムは、キログラムの
一、〇〇〇、〇〇〇分の一をい
う。

グラムは、キログラムの一、
〇〇〇分の一をいう。

トンは一、〇〇〇キログラ
ムをいう。

第三條第三号の秒の補助計量
單位は、分及び時とする。

分は、六〇秒をいう。
時は、三、六〇〇秒をいう。

第三條第四号の度の補助計量
單位は、絶対温度とする。

絶対温度は、度を表わす数
値に政令で定める数値を加え
た数値で表わされる目盛をい
う。

第五條第一号の平方メートル
の補助計量單位は、平方ミリ
メートル、平方センチメー
トル、平方デシメートル、平方キ
ロメートル、アール及びヘク
タールとする。

平方ミリメートルは、平方
メートルの一、〇〇〇、〇〇〇
分の一をいう。

平方センチメートルは、平方
メートルの一〇、〇〇〇分の一
をいう。

平方デシメートルは、平方
メートルの一〇〇分の一をい
う。

平方キロメートルは、一、〇
〇〇、〇〇〇平方メートルをい
う。

アールは、一〇〇平方メー
トルをいう。

ヘクタールは、一〇、〇〇〇
平方メートルをいう。

第五條第二号の立方メートル
の補助計量單位は、立方ミリ
メートル、立方センチメー
トル及び立方デシメートルとす
る。

立方ミリメートルは、立方
メートルの一、〇〇〇、〇〇
〇、〇〇〇分の一をいう。

立方センチメートルは、立方
メートルの一、〇〇〇、〇〇〇
分の一をいう。

立方デシメートルは、立方
メートルの一、〇〇〇分の一を
いう。

第五條第三号のメートル毎
秒の補助計量單位は、キロメー
トル毎時とする。

キロメートル毎時は、一時間
につき一キロメートルの速さを
いう。

第五條第四号のメートル毎
秒の補助計量單位は、ミリガ
ル及びガルとする。

ミリガルは、メートル毎秒毎
秒の一〇〇、〇〇〇分の一をい
う。

ガルは、メートル毎秒毎秒の
一〇〇分の一をいう。

第五條第五号のニュートンの
補助計量單位は、ダイン及びメ
ガダインとする。

ダインは、ニュートンの一〇
〇、〇〇〇分の一をいう。

メガダインは、一〇ニュート
ンをいう。

第五條第五号の重量キログラ
ムの補助計量單位は、重量ミリ
グラム、重量グラム及び重量ト
ンとする。

重量ミリグラムは、重量キロ
グラムの一、〇〇〇、〇〇〇分
の一をいう。

重量グラムは、重量キログラ
ムの一、〇〇〇分の一をいう。

重量トンは一、〇〇〇重量
キログラムをいう。

第五條第六号のバールの補
助計量單位は、マイクロバール及
びミリバールとする。

マイクロバールは、バールの
一、〇〇〇、〇〇〇分の一をい
う。

ミリバールは、バールの一、
〇〇〇分の一をいう。

第五條第六号の重量キログラ
ム毎平方センチメートルの補
助計量單位は、重量グラム毎平
方センチメートルとする。

重量グラム毎平方センチメー
トルは、重量キログラム毎平方
センチメートルの一、〇〇〇分
の一をいう。

第十三 第五條第六号の水銀柱メー
トルの補助計量單位は、水銀柱
ミリメートル及び水銀柱センチ
メートルとする。

水銀柱ミリメートルは、水銀
柱メートルの一、〇〇〇分の一
をいう。

水銀柱センチメートルは、水
銀柱メートルの一〇〇分の一を
いう。

第十四 第五條第六号の水柱メー
トルの補助計量單位は、水柱ミリ
メートル及び水柱センチメー
トルとする。

水柱ミリメートルは、水柱
メートルの一、〇〇〇分の一を
いう。

水柱センチメートルは、水柱
メートルの一〇〇分の一をい
う。

第十五 第五條第七号のジュールの
補助計量單位は、エルグ及びキ
ロジュールとする。

エルグは、ジュールの一〇、
〇〇〇、〇〇〇分の一をい
う。

キロジュールは、一、〇〇〇
ジュールをいう。

第十六 第五條第七号のキロワット
時の補助計量單位は、ワット時
とする。

ワット時は、キロワット時の
一、〇〇〇分の一をいう。

第十七 第五條第八号のワットの補
助計量單位は、キロワットとす
る。

キロワットは、一、〇〇〇ワ
ットをいう。

第十八 第五條第九号のジュールの
補助計量單位は、エルグ及びキ
ロジュールとする。

エルグは、ジュールの一〇、
〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

キロジュールは、一、〇〇〇
ジュールをいう。

第十九 第五條第九号のキロワット
時の補助計量單位は、ワット時
とする。

ワット時は、キロワット時の
一、〇〇〇分の一をいう。

第二十 第五條第九号のキロカロ
リーの補助計量單位は、カロ
リーとする。

カロリーは、キロカロリーの
一、〇〇〇分の一をいう。

第二十一 第五條第十号の補助
計量單位は、秒及び分とする。

秒は、度の三、六〇〇分の一
をいう。

分は、度の六〇分の一をい
う。

第二十二 第五條第十一号の立方
メートル毎秒の補助計量單位
は、立方メートル毎分とする。

立方メートル毎分は、一分に
つき一立方メートルの流量をい
う。

第二十三 第五條第十一号のキログ
ラム毎秒の補助計量單位は、ト
ン毎時とする。

トン毎時は、一時間につき一
トンの流量をいう。

第二十四 第五條第十二号のボアズ
の補助計量單位は、ミリボアズ
及びセンチボアズとする。

ミリボアズは、ボアズの一、
〇〇〇分の一をいう。

センチポアズは、ポアズの一〇〇分の一をいう。

二十五 第五條第十三号のキログラム毎立方メートルの補助計量單位は、グラム毎立方センチメートルとする。

グラム毎立方センチメートルは、一立方センチメートルにつき一グラムの密度をいう。

二十六 第五條第十八号のサイクル毎秒又はサイクルの補助計量單位は、キロサイクル毎秒又はキロサイクル、メガサイクル毎秒又はメガサイクル、回毎分及び回毎時とする。

キロサイクル毎秒又はキロサイクルは、一、〇〇〇サイクル毎秒又は一、〇〇〇サイクルをいう。

メガサイクル毎秒又はメガサイクルは、一、〇〇〇、〇〇〇サイクル毎秒又は一、〇〇〇、〇〇〇サイクルをいう。

回毎分は、周期的現象が一分間に一回繰り返される周波数をいう。

回毎時は、周期的現象が一時間に一回繰り返される周波数をいう。

第七條 前條に規定するものの外、海面における長さの計量、液体又は粒状物の体積の計量その他政令で定める特殊の計量の用途に用いる長さ、体積、質量、速さ、角度、密度又は濃度の計量單位の補助計量單位は、政令で定める。

第八條 第三條及び第五條の計量單位並びに第六條及び前條の補助計

量單位（以下「法定計量單位」という。）の略字は、通商産業省令で定める。

（織度等の計量單位）
第九條 織度、かたさ、衝撃値、引張強さ、圧縮強さ、粒度、屈折度、温度、比重及び耐火度の計量單位及び補助計量單位並びにこれらの略字は、通商産業省令で定める。

（非法定計量單位の使用禁止）
第十條 第三條及び第五條に規定する物象の状態の量については、法定計量單位以外の計量單位は、取引上又は証明上の計量（物象の状態の量の表示を含む。以下この條中同じ。）に用いてはならない。

但し、輸出する貨物の計量、貨物の輸入についての計量その他政令で定める計量については、この限りでない。

第七條の政令で定める補助計量單位は、各補助計量單位について同條の政令で定める特殊の計量の用途に用いる場合でなければ、取引上又は証明上の計量に用いてはならない。

第三條 第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

（取引及び証明の定義）
第十一條 この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいう。

第十二條 この法律において「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

第三條若しくは船舶の運行又は火

薬、ガスその他の危険物の取扱に關して人命又は財産に対する危険を防止するために用いる計量器であつて、政令で定めるものをを用いて行う計量は、この法律の適用に關しては、証明とみなす。

（計量器の定義）
第十二條 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置であつて、左に掲げるもの（メートル原器、キログラム原器、メートル副原器及びキログラム副原器、第五條第十五号及び第十九号の標準器並びに基準器を除く。）をいう。

一 左に掲げる長さ計
イ 突目盛付直尺
ロ 伸縮目盛付直尺
ハ 突目盛付曲尺
ニ 伸縮目盛付曲尺
ホ 巻尺
ヘ 疊尺
ト れん尺
チ はさみ尺
リ 回転尺
ヌ 目盛なし長さ計（ブロックゲージに限る。）

二 はかり
三 左に掲げる時間計
イ ストップウォッチ
ロ 分時計
四 左に掲げる温度計
イ 指示目盛温度計
ロ 自記温度計
五 面積計
六 左に掲げる体積計
イ ます
ロ 化学用体積計（メスフラスコ、ビベット、ビュレット、

メスシリンダー及び血沈計に限る。）
ハ 積算体積計
ニ 定体積計込機
ホ 目盛付タンク、目盛付タンカー及び目盛付タンクローリー

七 左に掲げる速さ計
イ ビートル管式速さ計
ロ 機械的遠心式回転型速さ計
ハ 電流式回転型速さ計
ニ 粘性式回転型速さ計
ホ 電気式回転型速さ計
ヘ 時計式回転型速さ計
ト プロペラ式回転型速さ計

八 力計
九 左に掲げる圧力計
イ 指示圧力計
ロ 自記圧力計
ハ 分銅式標準圧力計
ニ 血圧計

十 仕事計（積算電力計を除く。）
十一 左に掲げる工率計
イ 制動工率計
ロ 反動工率計
ハ 伝達工率計

十二 熱量計
十三 左に掲げる角度計
イ 機械的分度器
ロ 角度定規
ハ 輕緯儀
ニ 分度付水準儀
ホ 六分儀及び八分儀
ヘ 測斜儀
ト 垂直計

十四 左に掲げる流量計
イ 差圧流量計

十五 面積式流量計
十六 粘度計（細管式粘度計に限る。）
十七 密度計
十八 濃度計（浮ひよう型液体濃度計に限る。）
十九 光度計
二十 光束計
二十一 照度計
二十二 周波数計
二十三 騒音計
二十四 織度計
二十五 左に掲げるかたさ試験機
イ 金属材料用ブリネルかたさ試験機
ロ 金属材料用ロックウェルBかたさ試験機
ハ 金属材料用ロックウェルCかたさ試験機
ニ 金属材料用ビツカースかたさ試験機
ホ 金属材料用ショアかたさ試験機

二十六 左に掲げる引張強さ試験機
イ 金属材料用引張強さ試験機
ロ 纖維用引張強さ試験機
ニ 圧縮強さ試験機（金属材料用圧縮強さ試験機に限る。）
ホ 粒度計（標準ふるいに限る。）
ニ十九 屈折度計（デイオプトリー計に限る。）

二十七 金属材料用引張強さ試験機
二十八 纖維用引張強さ試験機
二十九 圧縮強さ試験機（金属材料用圧縮強さ試験機に限る。）
三十 粒度計（標準ふるいに限る。）
三十一 屈折度計（デイオプトリー計に限る。）

三十二 金属材料用引張強さ試験機
三十三 纖維用引張強さ試験機
三十四 圧縮強さ試験機（金属材料用圧縮強さ試験機に限る。）
三十五 粒度計（標準ふるいに限る。）
三十六 屈折度計（デイオプトリー計に限る。）

三十七 金属材料用引張強さ試験機
三十八 纖維用引張強さ試験機
三十九 圧縮強さ試験機（金属材料用圧縮強さ試験機に限る。）
四十 粒度計（標準ふるいに限る。）
四十一 屈折度計（デイオプトリー計に限る。）

四十二 金属材料用引張強さ試験機
四十三 纖維用引張強さ試験機
四十四 圧縮強さ試験機（金属材料用圧縮強さ試験機に限る。）
四十五 粒度計（標準ふるいに限る。）
四十六 屈折度計（デイオプトリー計に限る。）

四十七 金属材料用引張強さ試験機
四十八 纖維用引張強さ試験機
四十九 圧縮強さ試験機（金属材料用圧縮強さ試験機に限る。）
五十 粒度計（標準ふるいに限る。）
五十一 屈折度計（デイオプトリー計に限る。）

五十二 金属材料用引張強さ試験機
五十三 纖維用引張強さ試験機
五十四 圧縮強さ試験機（金属材料用圧縮強さ試験機に限る。）
五十五 粒度計（標準ふるいに限る。）
五十六 屈折度計（デイオプトリー計に限る。）

五十七 金属材料用引張強さ試験機
五十八 纖維用引張強さ試験機
五十九 圧縮強さ試験機（金属材料用圧縮強さ試験機に限る。）
六十 粒度計（標準ふるいに限る。）
六十一 屈折度計（デイオプトリー計に限る。）

六十二 金属材料用引張強さ試験機
六十三 纖維用引張強さ試験機
六十四 圧縮強さ試験機（金属材料用圧縮強さ試験機に限る。）
六十五 粒度計（標準ふるいに限る。）
六十六 屈折度計（デイオプトリー計に限る。）

六十七 金属材料用引張強さ試験機
六十八 纖維用引張強さ試験機
六十九 圧縮強さ試験機（金属材料用圧縮強さ試験機に限る。）
七十 粒度計（標準ふるいに限る。）
七十一 屈折度計（デイオプトリー計に限る。）

七十二 金属材料用引張強さ試験機
七十三 纖維用引張強さ試験機
七十四 圧縮強さ試験機（金属材料用圧縮強さ試験機に限る。）
七十五 粒度計（標準ふるいに限る。）
七十六 屈折度計（デイオプトリー計に限る。）

七十七 金属材料用引張強さ試験機
七十八 纖維用引張強さ試験機
七十九 圧縮強さ試験機（金属材料用圧縮強さ試験機に限る。）
八十 粒度計（標準ふるいに限る。）
八十一 屈折度計（デイオプトリー計に限る。）

三十 左に掲げる温度計

イ 乾濕球温度計

ロ 電気式温度計

ハ 物体の変形による温度計

三十一 比重計

三十二 耐火度計

第二章 計量器に関する事業

第一節 製造

(製造の事業の許可)

第十三条 計量器の製造(修理その他通商産業省令で定める工作(以下「修理」と総称する。))以外の改造を含む。の事業を行おうとする者は、次条の区分に従い、その工場又は事業場ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。但し、自己の使用にのみ供する計量器の製造の事業を行おうとする者については、この限りでない。

2 前項但書に規定する者は、製造の事業を行おうとするときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の区分)

第十四条 製造の事業の許可の区分は、左の通りとする。

- 一 金属製長さ計
- 二 木製長さ計
- 三 竹製長さ計
- 四 繊維製長さ計
- 五 端度器
- 六 回転式長さ計
- 七 長さ計(前六号に掲げるものを除く。)
- 八 天びん
- 九 ばね式ばかり
- 十 懸垂ばかり、皿ばかり及び台ばかり

三十一 棒ばかり

三十二 自動ばかり

三十三 分銅及びおもり

十四 はかり(前六号に掲げるものを除く。)

十五 時間計

十六 体温計

十七 ガラス製温度計(体温計を除く。)

十八 金属製温度計

十九 温度計(前三号に掲げるものを除く。)

二十 面積計

二十一 ガスメーター

二十二 水量メーター

二十三 ガソリン量器

二十四 オイルメーター

二十五 木製ます及び斗概

二十六 金属製ます

二十七 化学用体積計及びガラス製ます

二十八 体積計(前七号に掲げるものを除く。)

二十九 速さ計

三十 力計

三十一 圧力計

三十二 仕事計

三十三 工率計

三十四 熱量計

三十五 角度計

三十六 流量計

三十七 粘度計

三十八 密度計、濃度計及び比重計

三十九 光度計、光束計及び照度計

四十 回転計

四十一 音高計

四十二 周波数計(回転計及び音高計を除く。)

四十三 騒音計

四十四 織度計

四十五 かたさ試験機

四十六 衝撃値試験機、引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機

四十七 粒度計

四十八 屈折度計

四十九 湿度計

五十 耐火度計

(許可の欠格事由)

第十五条 左の各号の一に該当する者は、製造の事業の許可を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 この法律の規定により製造若しくは修理の事業の許可又は販売若しくは販売の仲立の事業の登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三 この法律の規定により計量士の登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

四 前三号に掲げる者が役員となつて法人

(許可の申請書)

第十六条 製造の事業の許可を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書に、工場又は事業場の図面及び法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を經由して、通商産業大臣

に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 工場又は事業場の所在地

三 製造をしようとする計量器の種類

四 製造のための主要な設備の名称及び数

五 主任の技術者の氏名及び経歴

六 事業計画及び事業収支見積

七 製造のための設備の完成期日

八 事業開始の予定時期

(申請書の送付)

第十七条 都道府県知事は、前条の製造の事業の許可の申請書を受理したときは、申請書の記載事項について調査し、一箇月以内に、その申請書を通商産業大臣に送付しなければならない。

(試作命令)

第十八条 通商産業大臣は、申請書の送付を受けた日から一箇月以内に、五〇箇以内の数量を指定し、当該申請に係る区分に属する計量器のうち申請者の選定するものを試作して六箇月以内に提出すべきことを命じなければならない。但し、その申請をした者が第十五条各号の一に該当するとき、又はその申請が次条第一号から第三号までに該当しないときは、この限りでない。

(許可の基準)

第十九条 通商産業大臣は、製造の事業の許可の申請が左の各号に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

一 当該計量器の検査のため、通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したものを備えること。

二 前号に定めるものの外、当該計量器の検査のため、通商産業省令で定める設備を備えること。

三 当該計量器の製造のための設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 前条の規定による命令に従い提出された計量器が第八十九条第一項各号の規定に適合し、且つ、通商産業省令で定める耐久度試験に合格すること。

2 通商産業大臣は、製造の事業の許可の申請が前項各号に適合しないと認めるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(許可の有効期間)

第二十条 製造の事業の許可の有効期間は、許可の日から起算して一〇年とする。且し、再許可を妨げない。

(許可証の交付)

第二十一条 通商産業大臣は、製造の事業の許可をしたときは、申請者に許可証を交付する。

2 許可証には、左の事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可番号

二 氏名又は名称及び住所

三 工場又は事業場の所在地

四 許可の区分

(附帯事業)

第二十二条 製造の事業の許可を受けた者(以下「製造事業者」という。)は、第三十五条第一項の規定

に提出しなければならない。

にかかわらず、その許可を受けた工場若しくは事業場において、許可の区分に従い計量器の修理の事業を行い、又は第四十七條第一項の規定にかかわらず、製造若しくは修理をした計量器の販売の事業を行うことを妨げない。

2 製造事業者は、許可を受けた工場又は事業場以外の場所において、その者が製造又は修理をした計量器の販売の事業を行うときは、第四十七條第一項の登録を受けた場合を除き、その旨を事業を行うとする場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。

(工場、事業場外の製造)

第二十三條 製造事業者は、第十三條第一項又は第三十五條第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事に届け出たときは、許可を受けた工場又は事業場以外の場所において、計量器の製造又は修理を行うことを妨げない。

(記号の届出)

第二十四條 製造事業者は、その者が製造をした計量器であることを表示するための記号を定めて、通商産業大臣に届け出なければならぬ。これを變更したときも、同様とする。

2 前項の記号は、二以上の区分又は工場若しくは事業場について許可を受けた製造事業者にあつては、すべての区分又は工場若しくは事業場を通じて同一のものでなければならぬ。

3 通商産業大臣は、第一項の規定

により届出のあつた記号がその届出前に他の者が届け出た記号と同一又は類似であると認めるときは、その變更を命ずることができ、(記号の表記)

第二十五條 製造事業者は、計量器の製造又は修理をしたときは、遅滞なく、その計量器に、前條第一項の規定により届け出た記号及び工場又は事業場の所在地の都道府県名を表記しなければならない。但し、その構造上表記することが困難な計量器その他の計量器であつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。

(設備の變更等)

第二十六條 製造事業者は、製造のための設備を變更し、又は工場若しくは事業場を移転しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第十九條第一項第三号及び第二項の規定は、前項の許可に準用する。

(承継)

第二十七條 製造事業者について、相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、製造事業者の地位を承継する。

2 製造の事業の全部の譲渡があつたときは、譲受人は、製造事業者の地位を承継する。

(許可証の訂正)

第二十八條 製造事業者は、第二十一條第二項第二号又は第三号に規定する事項に變更があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその許可証を提出し、訂正を受けなければならない。

2 前項の場合において、前條の規定により製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

(届出)

第二十九條 製造事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。その事業を一箇月以上休止するときは、同様とする。

2 製造事業者たる法人は、その代表者を変更したとき、又は代表者の氏名が変更したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可証の再交付)

第三十條 製造事業者は、許可証をよこし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(許可の失効)

第三十一條 製造事業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失う。

(許可の取消又は事業の停止)

第三十二條 通商産業大臣は、製造事業者が左の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したとき。

二 第十五條各号の一に該当するに至つたとき。

三 不正な手段により製造の事業の許可を受けたとき。

四 第十九條第一項第一号の通商産業省令で定める基準に合格したもので、基準器検査に合格したもの又は同項第二号の通商産業省令で定める設備を欠くに至つたとき。

(許可証の返納)

第三十三條 製造事業者は、その許可が効力を失つたときは、一箇月以内に、通商産業大臣に許可証を返納しなければならない。

(再許可の手続)

第三十四條 第二十條但書の再許可については、第十六條から第十八條まで及び第十九條第一項第四号の規定にかかわらず、通商産業省令で定める簡易な手続によることができる。

第二節 修理

(修理の事業の許可)

第三十五條 計量器の修理の事業を行おうとする者は、次條の区分に従い、その工場又は事業場ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、自己の使用にのみ供する計量器の修理の事業を行おうとする者については、この限りでない。

2 前項但書に規定する者は、修理の事業を行おうとするときは、その旨をその工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の区分)

第三十六條 修理の事業の許可の区分は、左の通りとする。

一 長さ計(回転尺を除く。)及び面積計

二 はかり及び力計

三 時間計

四 電気式温度計

五 ガスメーター

六 水量メーター

七 ガソリン量器

八 体積計(ガスメーター及び水量メーター及びガソリン量器を除く。)

九 速さ計、回転尺及び回転計

十 圧力計及び温度計(電気式温度計を除く。)

十一 仕事計及び工率計

十二 熱量計

十三 角度計

十四 流量計

十五 粘度計

十六 密度計、濃度計、湿度計及び比重計

十七 光度計、光束計及び照度計

十八 騒音計及び音高計

十九 周波数計(回転計及び音高計を除く。)

二十 かたさ試験機、衝撃値試験機、引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機

二十一 織度計

二十二 粒度計

二十三 屈折度計

二十四 耐火度計

(許可の申請書)

第三十七條 修理の事業の許可を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書に、工場又は事業場の図面及び法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、その工場又

は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 工場又は事業場の所在地

三 修理をしようとする計量器の種類

四 修理のための主要な設備の名称及び数

五 主任の技術者の氏名及び経歴

六 事業計画及び事業収支見積

七 修理のための設備の完成期日

八 事業開始の予定時期

(許可の基準)

第三十八條 都道府県知事は、修理の事業の許可の申請が左の各号に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

一 当該計量器の検査のため、通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したものを備へること。

二 前号に定めるものの外、当該計量器の検査のため、通商産業省令で定める設備を備へること。

三 当該計量器の修理のための設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

う。は、第四十七條第一項の規定にかかわらず、その許可を受けた工場又は事業場において、その者が修理をした計量器の販売の事業を行うことを妨げない。

(工場、事業場外の修理)

第四十條 修理事業者は、第三十五條第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事の許可を受けたとき

(その場所が修理の事業の許可を受けた都道府県知事の管轄区域内である場合は、当該都道府県知事に届け出たとき)は、許可を受けた工場又は事業場以外の場所において、計量器の修理を行うことを妨げない。

(記号の届出)

第四十一條 修理事業者は、その者が修理をした計量器であることを表示するための記号を定めて、通商産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

二 第二十四條第二項及び第三項の規定は、前項の記号に準用する。

三 第一項の記号は、製造事業者たる修理事業者にあつては、各事業を通じて同一のものでなければならない。

(設備の変更等)

第四十二條 修理事業者は、修理のための設備を変更し、又はその許可を受けた都道府県知事の管轄区域内において工場若しくは事業場を移動しようとするときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

二 第三十八條第一項第三号及び第

二項の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の失効)

第四十三條 修理事業者がその事業を廃止したとき、又はその許可を受けた都道府県知事の管轄区域外に工場若しくは事業場を移動したときは、許可は、その効力を失う。

(許可の取消又は事業の停止)

第四十四條 都道府県知事は、修理事業者が左の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したとき。

二 第四十六條において準用する第十五條各号の一に該当するに至つたとき。

三 不正な手段により修理の事業の許可を受けたとき。

四 第四十八條第一項第一号の通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したものの又は同項第二号の通商産業省令で定める設備を欠くに至つたとき。

(再許可の手続)

第四十五條 次條において準用する第二十四條但書の再許可については、第三十七條の規定にかかわらず、通商産業省令で定める簡易な手続によることができる。

(準用規定)

第四十六條 第十五條、第二十條、第二十一條、第二十五條、第二十七條から第三十條まで及び第三十三條の規定は、修理の事業に準用

する。この場合において、第二十一條第一項、第二十八條から第三十條まで及び第三十三條中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第三節 販売及び販売の仲立

(販売等の事業の登録)

第四十七條 計量器の販売又は販売の仲立(以下「販売等」という。)の事業を行うおとする者は、次條の区分に従い、その店舗ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。但し、計量器の製造若しくは修理の事業の許可又は販売等の事業の登録が効力を失つた場合において、その許可又は登録を受けていた者がその事業上所有していた計量器を処分するため販売等の事業を行うおとするとき、その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

二 ます(計量筒式ガソリン量器を除く。)、斗概及び化学用体積計

三 体積計(前号に掲げるものを除く。)

四 はかり、分銅、おもり、力計及び線度計

五 時間計

六 温度計、仕事計、工率計、熱量計、流量計、粘度計、密度計、濃度計、周波数計(回転計を除く。)、光度計、光束計、照度計、騒音計、屈折度計、湿度計、比重計及び耐火度計

七 面積計、角度計、速さ計、圧力計、回転計、粒度計、ノギス、ノギス以外の副尺付はさみ尺、ブロックゲージ、回転尺、かたき試験機、衝撃値試験機、引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機(登録の欠格事由)

第四十九條 左の各号の一に該当する者は、計量器の販売等の事業の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 この法律の規定により製造若しくは修理の事業の許可又は販売等の事業の登録を取り消され、取消の日から一年を経過しない者

三 この法律の規定により計量士の登録を取り消され、取消の日から一年を経過しない者

(登録の区分)

第四十八條 販売等の事業の登録の区分は、左の通りとする。

一 長さ計(ノギス、ノギス以外の副尺付はさみ尺、ブロックゲージ及び回転尺を除く。)

四 前三号に掲げる者が役員となつてゐる法人

(登録の申請書)

第五十條 販売等の事業の登録を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書に、法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、その店舗の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 店舗の所在地

三 販売等しようとする計量器の種類

(登録の基準)

第五十一條 都道府県知事は、販売等の事業の登録の申請が左の各号に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 販売等の事業を行うに必要な店舗を有すること

二 第四十八條第四号に掲げる計量器の販売等の事業の登録の申請にあつては、検定証印及び比較検査証印並びに当該計量器の構造及び公差について販売上必要な知識を有すること

2 都道府県知事は、販売等の事業の登録の申請が前項各号に適合しないと認めるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の有効期間)

第五十二條 販売等の事業の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。但し、再登録を妨げない。

(登録簿)

第五十三條 都道府県知事は、登録簿を備え、左の事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

三 店舗の所在地

四 登録の区分

五 第五十九條の規定により事業の停止を命じたときは、その事由及び期間

(登録証の交付)

第五十四條 都道府県知事は、販売等の事業の登録をしたときは、申請者に登録証を交付する。

2 登録証には、左の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 店舗の所在地

四 登録の区分

(店舗外の販売)

第五十五條 販売等の事業の登録を受けた者(以下「販売事業者」という。)は、第四十七條第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事に届け出たときは、博覧会、展示会その他通商産業省令で定める施設内の場所において、計量器の販売を行うことを妨げない。

(店舗の移転)

第五十六條 販売事業者は、その登録を受けた都道府県知事の管轄区域内において店舗を移転しようとするときは、当該都道府県知事に届け出なければならない。

(登録証の訂正)

第五十七條 販売事業者は、第五十四條第二項第二号又は第三号に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、都道府県知事にその登録証を提出し、訂正を受けなければならない。

2 第二十八條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の失効)

第五十八條 販売事業者がその事業を廃止したとき、又はその登録を受けた都道府県知事の管轄区域外に店舗を移転したときは、登録は、その効力を失う。

(登録の取消又は事業の停止)

第五十九條 都道府県知事は、販売事業者が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることが出来る。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき

二 第四十九條各号の一に該当するに至つたとき

三 不正な手段により販売等の事業の登録を受けたとき

四 販売等の事業を行う店舗を欠くに至つたとき

(登録の消滅)

第六十條 都道府県知事は、販売等の事業の登録がその効力を失つたときは、第五十三條の規定による登録をまつ消しなければならない。

(再登録の手続)

第六十一條 第五十二條但書の再登録については、第五十條の規定にかかわらず、通商産業省令で定め

る簡易な手続によることができる。

(準用規定)

第六十二條 第二十七條、第二十九條、第三十條及び第三十三條の規定は、販売等の事業の登録に準用する。この場合において、第二十九條、第三十條及び第三十三條中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第三章 計量の安全の確保

(検定を受ける義務)

第六十三條 計量器の製造、修理又は輸入をした者は、検定を受け、これに合格したもの(第九十二條に規定する計量器にあつては、検定の有効期間内にあるものに限る。)でなければ、当該計量器を譲渡し、貸し渡し、又は修理を委託した者に引き渡してはならない。

第六十四條 左に掲げる場合は、前條の規定は、適用しない。

一 製造事業者、修理事業者又は販売事業者が譲渡し、貸し渡し、又は引き渡す計量器の種類及び数量並びに相手方を定めて、通商産業大臣の許可を受けたとき

二 あらかじめ、通商産業大臣に届け出て、輸出のため計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき

三 製造事業者、修理事業者又は販売事業者以外の者が取引又は証明以外の用に供する計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき

四 製造事業者又は修理事業者が

通商産業省令で定める範囲内の修理をした計量器(第九十二條に規定するものにあつては、検定の有効期間内にあるものに限る。)であつて、第八十九條第一項各号に適合するものを譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき

五 前号に掲げる場合の外、水道事業者又はガス事業者が通商産業大臣の許可を受けて、通商産業省令で定める範囲内の修理をした水道メーター又はガスメーター(検定の有効期間内にあるものに限る。)であつて、第八十九條第一項各号に適合するものを、その供給する水又はガスの需要者に貸し渡すとき

六 政令で定める特殊の種類又は構造の計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき

七 比較検査に合格した計量器(比較検査の有効期間内にあるものに限る。)を比較検査成績書とともに譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき

八 土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用すべき計量器であつて、第八十七條第一項但書第一号の通商産業省令で定めるものを譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき

2 前項第一号の許可は、当該計量器が体温計その他通商産業省令で定める計量器でなく、且つ、取引若しくは証明以外の用途又は通商産業省令で定める用途に供されるものであると認められるときでなければ、してはならない。

3 第一項第一号の許可を受けて譲渡し、貸し渡し、又は引き渡し計量器には、通商産業省令で定める様式による表示を附さなければならぬ。

4 第一項第四号又は第五号の場合には、製造事業者若しくは修理事業者又は水道事業者若しくはガス事業者は、その譲渡、貸渡又は引渡前に、基準器検査に合格した基準器を用いて、当該計量器が第八十九條第一項各号に適合するかどうかを検査しなければならない。

5 第一項第五号の許可は、当該水道事業者又はガス事業者が第三十八條第一項第一号及び第二号に該当するときでなければ、してはならない。

6 第一項第八号に規定する計量器の譲渡、貸渡又は引渡を受けた者は、使用前に、その計量器について検定を受けなければならない。

(修理の場合の告知義務)
第六十五條 製造事業者又は修理事業者は、前條第一項第四号の通商産業省令で定める範囲内の修理の委託を受けた場合において、その修理をした後においてもその計量器が第六十六條第一項第一号又は第二号に該当すると認められるときは、委託者にその旨を告知しなければならない。

(譲渡等の制限)
第六十六條 販売事業者(第六十三條に規定する者を除く)は、左の各号の一に該当する計量器を譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために所持してはならない。

一 検定証印又は比較検査証印が附されていない計量器
二 第九十二條に規定する計量器で検定に合格したものであつて、検定の有効期間を経過したもの

三 比較検査に合格した計量器であつて、比較検査の有効期間を経過したもの
二 比較検査に合格した計量器は、比較検査成績書とともにするのとなければ、譲渡し、又は貸し渡ししてはならない。

第六十七條 左に掲げる計量器については、前條の規定は、適用しない。
一 第六十四條第一項第一号の許可を受けた計量器であつて、同條第三項の表示を附したもの
二 輸出する計量器
三 第六十四條第一項第六号に規定する計量器
四 第九十三條第一項但書及び第一百一條但書の通商産業省令で定める計量器

(使用の制限)
第六十八條 計量器でないもの及び左の各号の一に該当する計量器は、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 その者が修理した後まだ検定又は比較検査を受けない計量器
二 第六十六條第一項に規定する計量器
第六十九條 左に掲げる計量器については、前條第一号の規定は、適用しない。

一 第六十四條第一項第四号に規定する計量器であつて、第八十九條第一項各号に適合するもの
二 第六十四條第一項第五号に規定する水道メーター又はガスメーターであつて、第八十九條第一項各号に適合するもの
三 第六十七條第三号の指定を受けた者がその指定を受けた場所において使用するため通商産業省令で定める範囲内の修理をした計量器であつて、第八十九條第一項各号に適合するもの

二 前項第一号又は第二号に規定する計量器の修理をした者は、使用前に、基準器検査に合格した基準器を用いて、当該計量器が第八十九條第一項各号に適合するかどうかを検査しなければならない。

3 第一項第三号に規定する計量器の修理をした者は、使用前に、第八十九條第一号に規定する計量器に、基準器検査に合格した基準器を用いて、当該計量器が第八十九條第一項各号に適合するかどうかを検査しなければならない。

第七十條 左に掲げる計量器については、第六十八條第二号の規定は、適用しない。
一 第六十四條第一項第一号の許可を受けた計量器であつて、同條第三項の表示を附したもの
(同條第二項の通商産業省令で定める用途に供する場合に限る。)

二 第六十四條第一項第六号に規定する計量器
三 第九十三條第一項但書及び第一百一條但書の通商産業省令で定める計量器

(容量検査合格容器的の使用)
第七十三條 商品を容量検査に合格した容器に第八十八條の容量を示す目盛まで満たして、法定計量単位により販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない。

2 前項に規定する者は、同項の容器に第八十八條の規定により表示した容量が二以上あるときは、そのいずれの容量により使用するかを明示しなければならない。

第七十四條 容量検査に合格した容器に第八十八條の容量を示す目盛まで商品を満たしていないときは、その商品は、販売してはならない。但し、同條の規定により表示した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

(正味量の表記)
第七十五條 法定計量単位による長さ、質量又は体積により商品を販売する者は、その商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに附した封紙を破棄しなければその商品の長さ、質量又は体積を増加し、又は減少することができないようにするときは、その容器又は包装は、当該計量単位による商品の長さ、質量又は体積(以下「正味量」という)を表記しなければならない。

2 前項の規定による表記をするに、政令で定める誤差をこえないように、その正味量を計らなければならない。

3 第一項の規定による表記をした商品(以下「正味量表記商品」という)を販売する者は、第六十八條

の規定にかかわらず、計量器を使用し、計量することゝを要しない。但し、第一項の容器若しくは包装又はこれらに附した封紙が破棄された後は、この限りでない。

(品質の表記)

第七十六條 法定計量單位による濃度、密度又は粘度により商品販売する者は、その商品を容器に入れ、又は包装してその容器若しくは包装又はこれらに附した封紙を破棄しなければその商品の濃度、密度又は粘度を増加し、又は減少することができないようにして、その容器又は包装に、当該計量單位によるその商品の濃度、密度又は粘度(以下「品質」という。)を表記するときは、政令で定める誤差をこえないように、その品質を計らなければならない。

2 前項の規定による表記をした商品(以下「品質表記商品」という。)

を販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器を使用して計量することを要しない。但し、前項の容器若しくは包装又はこれらに附した封紙が破棄された後は、この限りでない。

(氏名等の附記)

第七十七條 第七十五條第一項又は前條第一項の規定による正味量又は品質の表記には、表記をする者の氏名又は名称及びその表記をした場所を附記しなければならない。

2 前項の場合において、正味量又は品質の表記をする者が第七十三條の指定を受けているときは、その氏名又は名称に代えて、第百

七十七條第一号に規定する計量士の氏名を附記することができる。

(精度の制限)

第七十八條 法定計量單位による質量による取引であつて、その一回の取引量が一〇キログラム以下であるものについては、天びんを使用する場合を除き、その取引量の一〇分の一以下の最小目盛を有するはかりを使用しなければならない。(はかりの表示最大量)

第七十九條 はかりを取引上又は証明上の計量に使用するには、その最大目盛の示す量をこえる量を一回に計つてはならない。

(水平装置)

第八十條 計量器の位置が水平であるかどうかを定めるための装置を有する計量器は、その位置を水平にした後でなければ、取引上又は証明上の計量に使用してはならない。

(零点の調整)

第八十一條 零点を調整する装置があるはかり又は検位衡は、その零点を調整した後でなければ、取引上又は証明上の計量に使用してはならない。但し、天びんは、この限りでない。

(ますの使用制限)

第八十二條 木製ますは、第八十九條第一項第一号の政令で定める穀用ますでなければ穀類(米、麦及び通商産業省令で定める雑穀をいう。以下同じ。)について、同号の政令で定める液用ますでなければ液体について、取引上又は証明上の計量に使用してはならない。

第八十三條 取引上又は証明上において二〇立方デシメートル以上の穀類の量を計る場合において、二〇立方デシメートルの倍数である部分を計るには、全量二〇立方デシメートル未満のますを使用してはならない。

2 取引上又は証明上においてますにより穀類の量を計るには、円筒状斗衡を使用しなければならない。

(ガスの熱量計)

第八十四條 ガス事業者が取引上又は証明上においてガスの熱量を計るには、エンケルス式流水型熱量計を使用しなければならない。

(風袋の質量表示)

第八十五條 取引上又は証明上における質量の計量に常時使用する風袋には、その質量を表示しなければならない。

第四章 検定、比較検査、基準器検査及び容量検査

第一節 検定

(検定の主体)

第八十六條 検定は、政令で定める計量器の区分に従ひ、通商産業大臣又は都道府県知事が行う。

第八十七條 前條の都道府県知事は、第六十三條の規定により計量器の製造、修理又は輸入を受けた者がその計量器につき検定を受けた場合は、その製造、修理又は輸入の場所を管轄する都道府県知事とし、その他の場合は、検定を受けようとする計量器の所在の場所を管轄する都道府県知事とする。但し、左の各号に掲げる場合は、そ

れぞれ各号に定めるところによる。

一 土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用すべき計量器であつて、通商産業省令で定めるところにあつては、その土地又は建物その他の工作物の所在地を管轄する都道府県知事

二 譲渡、貸渡又は引渡の相手方が定まっている計量器にあつては、その製造、修理又は輸入の場所を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限り、相手方がその計量器を使用し、又は販売する場所を管轄する都道府県知事

2 前項但書第一号に規定する計量器の検定を受けようとする者は、その計量器の製造、修理又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

(検定の実施の場所)

第八十八條 検定の実施の場所は、通商産業省又は都道府県に設置する検定所とする。但し、左の各号に掲げる場合は、それぞれ各号に定めるところによる。

一 災害により検定所において検定をすることができないときは、計量器の所在の場所

二 土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用すべき計量器であつて、前條第一項但書第一号の通商産業省令で定めるところにあつては、その土地又は建物その他の工作物の所在の場所

三 計量器の運搬が著しく困難である場合その他特別の事由がある

る場合において、第八十六條の政令で定める計量器の区分に従ひ通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その計量器の所在の場所

(検定の合格条件)

第八十九條 検定を行つた計量器が左の各号に適合するときは、合格とする。

一 政令で定める種類に属すること。

二 通商産業省令で定める構造(材料の性質を含む。以下同じ。)を有すること。

三 その器差が政令で定める検定公差をこえないこと。

2 前項第二号及び第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

(部品の検査)

第九十條 通商産業大臣又は都道府県知事は、左に掲げる計量器の部品が通商産業大臣が行う部品検査を受けてこれに合格したものであるときは、その部品を使用して計量器の検定に際しては、その部品に関する検定は、行わないものとする。

一 水銀温度計のガラス管

二 ばね式指示はかりの制温装置

三 かたさ試験機のダイヤモンドコーン

2 前項の部品検査においては、その部品が前條第一項第二号の構造であつて当該部品に係るものを有するときは、これを合格とする。

3 前項に定めるものの外、第一項の部品検査の実施の方法については、通商産業省令で定める。

(原形検査)

第九十一條 第八十六條の政令で定める計量器の区分に従い通商産業大臣又は都道府県知事が行う計量器の原形検査を受けてこれに合格した原形により複製した計量器であつて、政令で定めるものは、その検査に際しては、第八十九條第一項第三号の規定に適合するものとみなす。

2 前項の原形検査においては、その原形が第八十九條第一項第三号の規定に適合するときは、これを合格とする。

3 前項に定めるものの外、第一項の原形検査の実施の方法については、通商産業省令で定める。

(検査の有効期間)

第九十二條 タキシーメーター、ガスメーター、水道メーター及びガソリン量器の検査の有効期間は、検査証印を附した月の翌月一日から起算したタキシーメーターにあつては一年、ガスメーターにあつては七年、水道メーター及びガソリン量器にあつては八年とする。

(検査証印等)

第九十三條 検査に合格した計量器には、検査証印を附する。但し、その構造上検査証印を附し難い計量器であつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。

2 前條に規定する計量器に前項の規定により附すべき検査証印に

は、前條の有効期間の満了の日を表示しなければならない。

3 通商産業省令で定める計量器には、検査証印に添えて、その検査を行った年を表示する数字を附する。

(検査すべき期限)

第九十四條 通商産業大臣又は都道府県知事は、検査の申請があつたときは、申請の受理の日から二〇日(政令で定める場合は、政令で定める期間)以内に、その申請に係る計量器の検査をして合格又は不合格の処分をしなければならない。

(不合格の理由の通知)

第九十五條 通商産業大臣又は都道府県知事は、計量器の検査をして不合格の処分をしたときは、その検査を申請した者に對し、不合格の理由を通知しなければならない。

(検査証印のまつ消等)

第九十六條 検査に合格しなかつた計量器に検査証印又は比較検査証印が附されているときは、その検査証印又は比較検査証印を除去し、又はこれに消印を附する。

2 検査の申請をした者が検査に合格しなかつた計量器に係る比較検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を附する。

第二節 比較検査

(比較検査の主体)

第九十七條 比較検査は、通商産業大臣が行う。

(比較検査の実施の場所)

第九十八條 比較検査の実施の場所は、通商産業省に設置する検査所

とする。但し、左の各号に掲げる場合は、それぞれ各号に定めるところによる。

一 災害により検査所において比較検査をすることができないときは、計量器の所在の場所

二 土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用すべき計量器であつて、第八十七條第一項但書第一号の通商産業省令で定めるものにあつては、その土地又は建物その他の工作物の所在の場所

三 計量器の運搬が著しく困難である場合その他特別の事由がある場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、その計量器の所在の場所

(比較検査の合格条件)

第九十九條 比較検査を行った計量器が左の各号に適合するときは、合格とする。

一 第八十九條第一項第一号の政令で定める種類に属すること。

二 通商産業省令で定める構造を有すること。

三 その器差が政令で定める比較検査公差をこえないこと。

2 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、その計量器の表示する物象の状態の量と原器又は標準器の表示する物象の状態の量との差を測定して定めるものとする。

(比較検査の有効期間)

第百條 比較検査の有効期間は、五

年とする。但し、政令で定める計量器については、政令で定める期間とする。

(比較検査証印)

第百一條 比較検査に合格した計量器には、比較検査証印を附する。但し、その構造上比較検査証印を附し難い計量器であつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。

(比較検査成績書)

第百二條 計量器が比較検査に合格したときは、比較検査を申請した者に對し、器差を記載した比較検査成績書を交付する。

2 前項の比較検査成績書には、第百條の有効期間を記載する。

(検査との関係)

第百三條 比較検査に合格しない計量器が第八十九條第一項各号に適合するときは、その計量器は、検査に合格したものとみなし、比較検査を申請した者の請求により、その計量器に検査証印を附する。

(比較検査証印のまつ消等)

第百四條 比較検査に合格しなかつた計量器に比較検査証印又は検査証印が附されているときは、その比較検査証印又は検査証印を除去し、又はこれに消印を附する。但し、その計量器が第八十九條第一項各号に適合するときは、検査証印については、この限りでない。

2 比較検査を申請した者が比較検査に合格しなかつた計量器に係る比較検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を附する。

(準用規定)
第百五條 第九十四條及び第九十五條の規定は、比較検査に準用する。

第三節 基準器検査

(基準器検査の主体)

第百六條 基準器検査は、通商産業大臣が行う。

(基準器検査の合格条件)

第百七條 基準器検査を行った基準器が左の各号に適合するときは、合格とする。

一 政令で定める種類に属すること。

二 通商産業省令で定める構造を有すること。

三 その器差が政令で定める基準器公差をこえないこと。

2 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、その基準器の表示する物象の状態の量と原器又は標準器の表示する物象の状態の量との差を測定して定めるものとする。

4 政令で定める基準器は、第一項第三号に適合しないものであつても、測定上支障を生ずるおそれがないと認められるときは、同項同号の規定にかかわらず、合格とする。

(基準器の有効期間)

第百八條 基準器検査の有効期間は、三年とする。但し、政令で定める基準器については、政令で定める期間とする。

(基準器検査証印)

第百九條 基準器検査に合格した基準器には、基準器検査証印を附する。但し、その構造上基準器検査証印を附し難い基準器であつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。

(基準器検査成績書)

第百十條 基準器が基準器検査に合格したときは、基準器検査を申請した者に対し、器差を記載した基準器検査成績書を交付する。

2 前項の基準器検査成績書には、器差の補正の方法及び第百八條の有効期間を記載する。

第百十一條 基準器検査に合格した基準器は、基準器検査成績書とともにするのなければ、譲渡し、又は貸し渡してはならない。

2 基準器検査に合格した基準器は、基準器検査成績書に記載された方法に従い、器差を補正して使用しなければならぬ。

第百十二條 政令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

2 前項の規定により基準器検査成績書に用途又は使用の方法が記載された基準器は、その記載された用途以外の用途に使用し、又はその記載された方法以外の方法で使用してはならない。

(基準器検査証印のまつ消等)

第百十三條 基準器検査に合格しなかつた基準器に基準器検査証印が附されているときは、その基準器検査証印を除去し、又はこれに消印を附する。

2 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかつた基準器に係る基準器検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を附する。

(準用規定)

第百十四條 第九十四條、第九十五條及び第九十八條の規定は、基準器検査に準用する。

第四節 容量検査

(容量検査の主体)

第百十五條 容量検査は、都道府県知事が行う。

(容量検査の対象)

第百十六條 容量検査は、法定計量単位による体積による取引に使用する容器であつて、政令で定めるものでなければ、受けることができない。

(容量検査の実施の場所)

第百十七條 容量検査の実施の場所は、都道府県に設置する検定所とする。但し、左の各号に掲げる場合は、その容器の所在の場所とする。

一 災害により検定所において容量検査をすることができないとき。

二 容器の運搬が著しく困難である場合その他特別の事由がある場合において、都道府県知事の許可を受けたとき。

(容量の表示)

第百十八條 容量検査を受けようとする者は、容器に、使用しようとする容量を表示し、及びその容量を示す目盛を附さなければならぬ。

(容量検査の合格条件)

第百十九條 容量検査を行つた容器が左の各号に適合するときは、合格とする。

一 政令で定める種類に属すること。

二 通商産業省令で定める構造を有すること。

三 その器差が政令で定める容量公差をこえないこと。

2 前項第二号及び第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

(容量検査証印)

第百二十條 容量検査に合格した容器には、容量検査証印を附する。

(容量検査証印のまつ消等)

第百二十一條 容量検査に合格しなかつた容器に容量検査証印が附されているときは、その容量検査証印を除去し、又はこれに消印を附する。

(準用規定)

第百二十二條 第九十四條及び第九十五條の規定は、容量検査に準用する。

第五章 計量証明の事業

(計量証明の事業の設備の登録)

第百二十三條 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸又は出入庫に際して行ふその貨物の法定計量単位による計量上の証明(以下「計量証明」という。)の事業を行おうとする者は、計量証明に使用する計量器につき、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(登録申請書)

第百二十四條 前條の登録を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書に、法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 事業所の所在地

三 計量証明に使用する計量器の種類及び数

(登録)

第百二十五條 都道府県知事は、第百二十三條の登録の申請があつたときは、遅滞なく、登録をしなければならない。

(登録簿)

第百二十六條 都道府県知事は、登録簿を備え、左の事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

三 事業所の所在地

四 計量証明に使用する計量器の種類及び数

(登録証の交付)

第百二十七條 都道府県知事は、第百二十三條の登録をしたときは、その申請者に登録証を交付する。

2 登録証には、左の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 事業所の所在地

四 計量証明に使用する計量器の種類及び数

(登録証の訂正)

第百二十八條 第百二十三條の登録を受けた者は、前條第二項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、都道府県知事にその登録証を提出し、訂正を受けなければならない。

(登録の失効)

第百二十九條 第百二十三條の登録を受けた者がその計量証明の事業を廃止したとき、又はその登録を受けた都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、登録は、その効力を失う。

(登録のまつ消)

第百三十條 都道府県知事は、第百二十三條の登録がその効力を失つたときは、第百二十六條の規定による登録をまつ消しなければならない。

(準用規定)

第百三十一條 第二十九條、第三十條及び第三十三條の規定は、第百二十三條の登録に準用する。この場合において、これらの規定中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(検査を受ける義務)

第百三十二條 計量証明の事業を行う者は、第百二十三條の登録を受けたときは、一箇月以内に、登録を受けた計量器につき検査を受けなければならない。その検査を受けた後六箇月を経過したときも、同様とする。

(検査の主体)

第百三十三條 前條の検査は、第百二十三條の登録をした都道府県知事が行う。

(検査の実施の場所)

第百三十四條 第百三十二條の検査の実施の場所は、その計量器の所在の場所とする。但し、計量証明の事業を行う者の申出があつたときは、都道府県に設置する検定所とする。

(検査の合格条件)

第百三十五條 第百三十二條の検査をした計量器が左の各号に適合するときは、合格とする。

一 検定証印又は比較検査証印が附されていること。(その計量器が第九十三條第一項但書又は第百一條但書の通商産業省令で定めるものである場合を除く。)

二 通商産業省令で定める構造を有すること。

三 その器差が政令で定める使用公差をこえないこと。

四 第九十二條に規定する計量器であつて、検定に合格したものにあつては、検定の有効期間を経過していないこと。

五 比較検査に合格した計量器にあつては、比較検査の有効期間を経過していないこと。

2 前項第二号及び第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

3 第一項の計量器が比較検査に合格したものであるときは、第百三十二條の検査を受けた者が当該計

量器に係る比較検査成績書を所持しているものでなければ、合格とはならない。

(検査済証印)

第百三十六條 第百三十二條の検査に合格した計量器には、検査済証印及び同條の検査を行った年を表示する数字を附する。

(検定証印のまつ消等)

第百三十七條 第百三十二條の検査に合格しなかつた計量器に検定証印又は比較検査証印が附されているときは、その検定証印又は比較検査証印を除去し、又はこれに消印を附する。

2 第百三十二條の検査を受けた者が検査に合格しなかつた計量器に係る比較検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を附する。

(準用規定)

第百三十八條 第九十五條の規定は、第百三十二條の検査に準用する。

第六章 取締

(定期検査)

第百三十九條 計量器を取引上又は証明上における法定計量單位による計量に使用する者は、その計量器について、事業所(事業所がない者にあつては、住所)の所在地を管轄する都道府県知事又は政令で定める市町村(以下「特定市町村」という。)の長が行う定期検査を受けなければならない。但し、左に掲げる計量器については、この限りでない。

一 第六十四條第一項第一号の許可を受けた計量器であつて、同

條第三項の表示を附したものの(同條第三項の通商産業省令で定める用途に供する場合に限る。)

二 第六十四條第一項第六号に規定する計量器

三 第九十二條に規定する計量器

四 第九十三條第一項但書又は第百一條但書の通商産業省令で定める計量器

五 第百二十三條の登録を受けた計量器

六 第百三十六條若しくは第百五十一條の検査済証印又は第百四十六條の定期検査済証印であつて、当該定期検査を行う年と同一の年を表示する数字があるものが附されている計量器

七 第百七十三條の指定を受けた者がその指定を受けた場所において使用する計量器

八 比較検査に合格した計量器

九 その他政令で定める計量器

2 第百七十三條の指定を受けた者は、毎年一回、第百七十七條第一号に規定する計量主に、前項但書第七号に規定する計量器が第百四十五條第一項各号に適合するかどうかを検査せなければならない。

(定期検査の主体)

第百四十條 定期検査は、都道府県の区域のうち特定市町村の区域以外の区域については、都道府県知事が、特定市町村の区域については、特定市町村の長が行う。

(定期検査の実施の時期)

第百四十一條 定期検査は、市の区域については毎年一回、市以外の

区域については三年に一回、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に行う。

(定期検査の実施の場所)

第百四十二條 定期検査の実施の場所は、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所とする。但し、左の各号に定める場合は、それぞれ各号に定めるところによる。

一 土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用すべき計量器であつて、第八十七條第一項但書第一号の通商産業省令で定めるものにあつては、その土地又は建物その他の工作物の所在の場所

二 計量器の運搬が著しく困難である場合その他特別の事由がある場合において、都道府県知事又は特定市町村の長の許可を受けたときは、その計量器の所在の場所

(定期検査の実施の公示)

第百四十三條 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域ごとに、実施の期日の二箇月前までに、その期日及び場所を公示しなければならない。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による公示をしたときは、定期検査の実施の期日及び場所を通商産業大臣に報告しなければならない。

(事前調査)

第百四十四條 都道府県知事が行う定期検査について前條第一項の規定による公示があつたときは、定期検査を行う区域内の市町村の長

は、第百三十九條の規定により定期検査を受けるべき計量器の種類及び数を調査し、定期検査の期日の三日前までに都道府県知事に報告しなければならない。

(定期検査の合格条件)

第百四十五條 定期検査を行った計量器が左の各号に適合するときは、合格とする。

一 検定証印が附されていること。

二 第百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造を有すること。

三 その器差が第百三十五條第一項第三号の政令で定める使用公差をこえないこと。

2 前項第二号及び第三号に適合するかどうかは、第百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

(定期検査済証印)

第百四十六條 定期検査に合格した計量器には、定期検査済証印及び定期検査を行った年を表示する数字を附する。

(検定証印のまつ消等)

第百四十七條 定期検査に合格しなかつた計量器に検定証印が附されているときは、その検定証印を除去し、又はこれに消印を附する。

(準用規定)

第百四十八條 第九十五條の規定は、定期検査に準用する。

(定期検査に代る検査)

第百四十九條 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、第百四十一條の規定により都道府県知事又

は特定市町村の長が指定する期日に定期検査を受けることができない者が、その計量器について都道府県知事又は特定市町村の長の検査を受けているときは、その検査を受けた計量器については、第三百二十九條の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。

(定期検査に代る検査の実施の場所)

第五百十條 前條の検査の実施の場所は、都道府県に設置する検定所又は特定市町村に設置する検査所とする。

2 第四百四十二條但書の規定は、前條の検査の実施の場所に準用する。

(検査済証印)

第五百十一條 第四百四十九條の検査に合格した計量器には、検査済証印及び同條の検査を行った年を表示する数字を附する。

(準用規定)

第五百二十二條 第九十五條、第四百十條、第四百四十五條及び第四百四十七條の規定は、第四百四十九條の検査に準用する。

(報告)

第五百三十三條 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造事業者、修理事業者若しくは販売事業者又は計量單位により取引若しくは証明をする者から報告を徴することができ

(立入検査、質問及び収去)

定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造事業者、修理事業者若しくは販売事業者又は計量單位により取引若しくは証明をする者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の製造若しくは修理のための設備、正味量表記商品、品質表記商品若しくは帳簿書類若しくは取引上若しくは証明上の計量の方法を検査させ、関係人に質問させ、又は品質の検査のため必要な最少限度の量に限り法定計量單位による密度、濃度若しくは粘度により取引される商品を収去させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(計量器等の提出)

第五百五十五條 都道府県知事又は特定市町村の長は、前條第一項の規定により、その職員に検査をさせた場合において、その所在の場所において検査させることが著しく困難であると認められる計量器又は正味量表記商品若しくは品質表記商品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期間を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 都道府県又は特定市町村は、前項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

(検定証印の除去等)

第五百五十六條 都道府県知事又は特定市町村の長は、第五百四十四條第一項の規定により、その職員に、取引上又は証明上における法定計量單位による計量に使用される計量器(第七十條各号に掲げるものを除く。)を検査させた場合において、その計量器が左の各号の一に該当するときは、その計量器の検定証印又は比較検査証印を除去し、又はこれに消印を附することができる。

一 第三百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造を有しないこと。

二 その構造が第三百三十五條第一項第三号の政令で定める使用公差をこえること。

三 第九十二條に規定する計量器であつて、検定に合格したものにあつては、検定の有効期間を経過していること。

四 比較検査に合格した計量器にあつては、比較検査の有効期間を経過していること。

2 前項第一号又は第二号に該当するかどうかは、第三百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第一項の規定による処分をするときは、その計量器の所有者

又は占有者にその処分の理由を告知しなければならない。

(正味量又は品質の表記のまつ消)

第五百五十七條 都道府県知事又は特定市町村の長は、第五百四十四條第一項の規定により、その職員に、正味量表記商品又は品質表記商品を検査させた場合において、その商品の正味量又は品質の誤差が第七十五條第二項又は第七十六條第一項の政令で定める誤差をこえるときは、その表記をまつ消することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による処分をするときは、その商品の所有者又は占有者に対してその理由を告知しなければならない。

(都道府県知事の権限の委任)

第五百五十八條 都道府県知事は、第七十二條から第七十七條までの規定の実施を確保するために特に必要があると認めるときは、特定市町村以外の市町村の長に、第五百四十四條(正味量表記商品若しくは品質表記商品又は取引上若しくは証明上の計量の方法に係る部分に限る。)又は前條の規定による権限を行わせることができる。

第七章 計量士

(計量士)

第五百五十九條 計量士は、工場、事業場、店舗その他計量器を使用する場所(以下「計量器使用事業場」という。)における計量器の整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずること

と(以下「計量管理」という。)を職務とする。

(登録)

第六十條 計量士になろうとする者は、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

(欠格事由)

第六十一條 左の各号の一に該当する者は、計量士の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 この法律の規定により製造若しくは修理の事業の許可又は販売等の事業の登録を取り消され、取消の日から一年を経過しない者

三 この法律の規定により計量士の登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

(登録条件)

第六十二條 計量士の登録を受けようとする者は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

一 計量士国家試験に合格し、且つ、計量に関する実務に一年以上従事した者

二 計量講習所の課程を終了し、且つ、計量に関する実務に七年以上従事した者であつて計量行政審議会が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有するものと認めたる者

(登録簿)

第六十三條 通商産業省に計量士

登録簿を備え、左の事項を登録し
なければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名及び住所
- 三 出生の年月日
- 四 前條各号の別

(登録証)

第百六十四條 通商産業大臣は、計
量士の登録をしたときは、申請者
に計量士登録証を交付する。

2 計量士登録証には、左の事項を
記載しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名及び住所
- 三 出生の年月日

(登録証の訂正)

第百六十五條 計量士は、前條第二
項第二号に規定する事項に変更が
あつたときは、遅滞なく、通商産
業大臣にその計量士登録証を提出
し、訂正を受けなければならない。

(取消及び停止)

第百六十六條 通商産業大臣は、計
量士が左の各号の一に該当するこ
ときは、その登録を取り消し、又は
二年以内の期間を定めて計量士の
名称の使用を停止することができ
る。

- 一 この法律又はこの法律に基
く命令の規定に違反したとき。
- 二 第百六十一條各号の一に該
当するに至つたとき。
- 三 不正の手段により登録を受け
たとき。

(登録のまつ消)

第百六十七條 通商産業大臣は、計
量士の登録がその効力を失つたこ
ときは、第百六十三條の規定による

登録をまつ消しなければならない
い。

- (名称)
- 第百六十八條 計量士でない者は、
計量士の名称を用いてはならな
い。

(計量士国家試験)

第百六十九條 計量士国家試験は、
計量士としての職務に必要な知識
及び技能について行う。

第百七十條 計量士国家試験は、毎
年少くとも一回、通商産業大臣が
行う。

第百七十一條 計量士国家試験に關
して不正の行為があつたときは、
通商産業大臣は、当該不正行為に
關係のある者について、その受験
を停止し、又その試験を無効とす
ることができる。この場合におい
ては、なお、その者について、期
間を定めて試験を受けさせないこ
とができる。

(省令への委任)

第百七十二條 第百五十九條から前
條までに規定するものの外、登録
の申請、登録証の再交付及び返納
その他計量士の登録に關する手続
的事項並びに試験科目、受験手続
その他計量士国家試験の実施細目
は、通商産業省令で定める。

第八章 事業場の指定

第百七十三條 計量器を使用する者
は、計量器使用事業場について、
通商産業大臣の指定を受けること
ができる。

(指定の申請書)

第百七十四條 前條の指定を受けよ
うとする者、左の事項を記載した

申請書を計量器使用事業場の所在
地を管轄する都道府県知事(その
所在地が特定市町村内にあるとき
は、特定市町村の長。次條におい
て同じ。)を経由して、通商産業大
臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏
名
- 二 計量器使用事業場の名称及び
所在地
- 三 使用する計量器の種類及び数
- 四 使用する基準器の種類及び数
- 五 計量器使用事業場における計
量管理を職務とする計量士の氏
名及び登録番号

(申請書の送付)

第百七十五條 都道府県知事は、前
條の申請書を受理したときは、申
請書の記載事項について調査し、
一箇月以内に、その申請書を通商
産業大臣に送付しなければならない
い。

(指定の欠格事由)

第百七十六條 第百八十一條の規定
により指定を取り消され、取消の
日から一年を経過しない者は、第
百七十三條の指定を受けることが
できない。

(指定の基準)

第百七十七條 通商産業大臣は、第
百七十三條の指定の申請が左の各
号に適合すると認めるときは、指
定をしなければならない。

(指定の取消)

第百八十一條 通商産業大臣は、被
指定者が第百七十九條第一項の規
定により届け出た計量管理規程を
実施しないと認めるとき、又は第

器であつて、基準器検査に合格
したものを用意すること。

- 三 前号に定めるものの外、使用
する計量器の検査のため、通商
産業省令で定める設備を備える
こと。

(指定の公示)

第百七十八條 通商産業大臣は、第
百七十三條の指定をしたときは、
申請者の氏名又は名称及び住所並
びに指定をした計量器使用事業場
の名称及び所在地を公示しなけれ
ばならない。これらの事項に変更
があつたときも、同様とする。

(計量管理)

第百七十九條 第百七十三條の指定
を受けた者(以下「被指定者」とい
う。)は、指定を受けた計量器使用
事業場における計量管理に關し計
量管理規程を作成し、通商産業大
臣に届け出なければならない。こ
れを変更したときも、同様とす
る。

2 被指定者は、指定を受けた計量
器使用事業場における計量管理を
職務とする計量士が欠けたとき
は、一箇月以内に、これを補充し
なければならない。

(届出義務)

第百八十條 被指定者は、第百七十
四條各号に規定する事項に変更が
あつたときは、遅滞なく、通商産
業大臣にその旨を届け出なければ
ならない。

(指定の取消)

第百八十一條 通商産業大臣は、被
指定者が第百七十九條第一項の規
定により届け出た計量管理規程を
実施しないと認めるとき、又は第

百七十九條第二項の規定による計
量士の補充をしなかつたときは、
第百七十三條の指定を取り消すこ
とができる。

- 第九章 再検査及び異議の申
立
- 第一節 再検査

(再検査)

第百八十二條 検定、比較検査、基
準器検査、容量検査、第百三十二
條の検査、定期検査若しくは第百
四十九條の検査(以下「検定等」と
いう。)による不合格の処分不服
がある者又は第百五十六條第一項
の規定による処分不服がある者
は、通商産業大臣の再検査を申請
することができる。

2 計量器、基準器又は容器(以下
「計量器等」という。)の譲渡、貸
渡又は引渡を受けるべき者が特定
している場合におけるその譲渡、
貸渡又は引渡を受けるべき者は、
その計量器等の検定等による合格
の処分不服があるときは、通商
産業大臣の再検査を申請すること
ができる。

(計量器等の封印)

第百八十三條 前條の規定による再
検査の申請をしようとする者は、
検定等による不合格若しくは合格
の処分又は第百五十六條第一項の
規定による処分(以下「原処分」と
いう。)があつた後、遅滞なく、原
処分をした行政機関の職員(以下「
検定等」という。)の立会を求め、
当該計量器等に封印を
し、これをその行政機関に提出し
なければならない。

2 第百八十八條但書、第百九十八條但
書(第百九十四條において準用する

場合を含む。、第百十七條但書又は第百四十二條但書（第百五十條第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその所在の場所又はその取り付けられるべき土地若しくは建物その他の工作物の所在の場所において検定等を受けた計量器等については、前項の規定にかかわらず、原処分をした行政機関に申し出てその封印を受け、再検査の時まで、原状のまま保管しなければならない。第百三十二條の検査又は第百五十六條第一項の規定による処分を受けた計量器等が土地若しくは建物その他の工作物に取り付けられているとき、又はその運搬が著しく困難である場合その他特別の事由がある場合において、その処分をした行政機関の許可を受けたときも、同様とする。

（申請書の送付）

第百八十五條 原処分をした行政機関は、前條の申請書を受理したときは、その申請書に意見を附して、一〇日以内に通商産業大臣に送付しなければならない。

（計量器等の提出）

第百八十六條 第百八十三條第三項に規定する計量器等について再検査の申請をする者は、申請と同時に、原処分をした行政機関の職員の立会を求めて、その計量器等に封印をし、これをその行政機関に提出しなければならない。

（計量器等の保管）

第百八十七條 第百八十三條第一項又は前條第一項の規定により計量器等の提出を受けた行政機関は、再検査の時まで、原状のままこれを保管しなければならない。

（行政機関の報告）

第百八十八條 原処分をした行政機関は、第百八十三條第一項又は第百八十六條第一項の規定による計量器等の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

（申請の却下）

第百八十九條 通商産業大臣は、再検査の申請が不適法であると認めるときは、直ちに、これを却下する。

（再検査の期日）

第百九十條 通商産業大臣は、再検査の申請があつたときは、前條の規定により却下する場合を除き、申請を受理した日から一箇月以内に、再検査を行わなければならない。

（再検査の期日及び場所の通知）

第百九十一條 通商産業大臣は、再検査の期日及び場所を定め、再検査の申請をした者及び原処分をした行政機関に通知しなければならない。

（立会）

第百九十二條 再検査の申請をした者及び原処分をした行政機関の職員であつてその長が指名するものは、再検査に立ち会わなければならない。

（再検査の基準）

第百九十三條 再検査においては、原処分が第百八十九條、第百九十九條、第百七條、第百十九條、第百三十五條、第百四十五條（第百五十二條において準用する場合を含む。）、又は第百五十六條第一項及び第二項の規定に従つてなされたかどうかを決定するものとする。

（決定）

第百九十四條 通商産業大臣は、再検査の結果及び第百八十五條の意見に基づき、再検査の申請を受理した日から三箇月以内に、事案の決定を行わなければならない。

（再検査の申請）

第百八十四條 第百八十二條の規定により再検査の申請をしようとする者は、原処分があつた日から一〇日（前條第三項に規定する計量器等に係る場合は、一箇月）以内に、理由を記載した申請書を原処分をした行政機関に提出しなければならない。

を再検査の申請をした者に交付しなければならない。

（再検査の期日）

第百九十條 通商産業大臣は、再検査の申請があつたときは、前條の規定により却下する場合を除き、申請を受理した日から一箇月以内に、再検査を行わなければならない。

（再検査の期日及び場所の通知）

第百九十一條 通商産業大臣は、再検査の期日及び場所を定め、再検査の申請をした者及び原処分をした行政機関に通知しなければならない。

（立会）

第百九十二條 再検査の申請をした者及び原処分をした行政機関の職員であつてその長が指名するものは、再検査に立ち会わなければならない。

（再検査の基準）

第百九十三條 再検査においては、原処分が第百八十九條、第百九十九條、第百七條、第百十九條、第百三十五條、第百四十五條（第百五十二條において準用する場合を含む。）、又は第百五十六條第一項及び第二項の規定に従つてなされたかどうかを決定するものとする。

（決定）

第百九十四條 通商産業大臣は、再検査の結果及び第百八十五條の意見に基づき、再検査の申請を受理した日から三箇月以内に、事案の決定を行わなければならない。

（再検査の申請）

第百八十四條 第百八十二條の規定により再検査の申請をしようとする者は、原処分があつた日から一〇日（前條第三項に規定する計量器等に係る場合は、一箇月）以内に、理由を記載した申請書を原処分をした行政機関に提出しなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書の正本を再検査の申請をした者及び原処分を行つた行政機関に送付しなければならない。

第百九十五條 通商産業大臣は、前條第一項の規定に基づき、必要な措置を講じなければならない。

（手続）

第百九十六條 この節に定めるものの外、再検査に関する手続は、通商産業省令で定める。

（異議の申立）

第百九十七條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による通商産業大臣、都道府県知事又は市町村の長の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができる。但し、第百八十二條の規定により再検査の申請をすることができない事項については、この限りでない。

（異議の申立）

第百九十八條 異議の申立は、処分の通知を受けたときから、その通知を受けた日から、その他の者にあつては処分のあつたことを知つた日から一箇月以内に、理由を記載した申立書を処分をした行政機関に提出して、行わなければならない。但し、処分の日から三箇月を経過したときは、異議の申立をすることができない。

（正当な事由により前項の期間内に異議の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、同項の期間の経過後でも、異議の申立をすることができ。）

（申立書の送付）

第百九十八條 処分をした行政機関は、前條第二項の申立書を受理したときは、その申立書に弁明書を添えて、一〇日以内に通商産業大臣に送付しなければならない。

（申立の却下）

第百九十九條 通商産業大臣は、異議の申立が不適法であると認めるときは、直ちに、これを却下する。

（前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。）

（通商産業大臣は、決定書の正本を異議の申立をした者に交付しなければならない。）

（異議の申立と処分の執行）

（異議の申立は、処分の執行を停止しない。但し、処分をした行政機関は、申立により又は職権で、その執行を停止することができる。）

（聴聞）

第二百一條 通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、第百九十九條第一項の規定により却下する場合を除き、申立を受理した日から一箇月以内に、聴聞を開始しなければならない。

（聴聞の通知及び公示）

第二百二條 通商産業大臣は、聴聞の期日及び場所を定め、異議の申立をした者及び処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（通商産業大臣は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。）

（参加）

第二百三條 異議の申立をした者の

第二百二十七條 計量教習所の教習に對しては、授業料を徴收しない。但し、計量士にならうとする者が教習を受ける場合は、この限りでない。

2 計量士にならうとする者が納めなければならぬ授業料の額は、月額五〇〇円をこえない範囲内に、
おいて通商産業省令で定める。

第二百二十八條 計量教習所の教習を受けることができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校若しくは旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科を卒業し、若しくは修了した者又は文部大臣がこれと同等以上の学力を有する者と認定した者とする。

第二百二十九條 前五條に規定するものの外、計量教習所の内部組織並びに教習の科目及び時間数その他教習に関する事項は、通商産業省令で定める。

（国に對する適用）

第二百三十條 この法律の規定は、次章の規定を除き、國に適用があるものとす。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替へるものとする。

第十二章 罰則

第二百三十一條 第十三條第一項、第三十五條第一項、第六十三條、第六十六條第一項又は第六十八條の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百三十二條 取引上又は証明上計量を偽る目的で不正に計量器を使用した者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百三十三條 第四十七條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百三十四條 第二十五條（第四

十六條において準用する場合を含む。）第六十四條第三項、第四項若しくは第六項、第六十六條第二項、第六十九條第二項若しくは第三項、第七十四條、第二百二十三條、第二百三十二條又は第二百三十九條第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百三十五條 第十條第一項若しくは第二項、第十三條第二項、第二十二條第二項、第二十六條第一項、第三十五條第二項、第四十二條第一項、第四十七條第二項、第七十二條、第七十三條第二項、第七十五條第二項、第七十六條第一項、第七十七條第一項、第七十八條から第八十四條まで、第二百三十九條第二項又は第二百六十八條の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百三十六條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十四條第三項（第四十一條第二項において準用する場合

十六條において準用する場合を含む。）又は第二百三十五條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百三十七條 第二十九條第一項（第四十六條、第六十二條又は第二百三十一條において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合においては、その行為をした法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一万円以下の罰金に処する。

第二百三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二百三十一條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則 この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表

納付しななければならない者	金	額
一 製造の事業の許可を受けようとする者	一件につき	一〇、〇〇〇円
二 製造の事業の再許可を受けようとする者	一件につき	五、〇〇〇円
三 修理の事業の許可を受けようとする者	一件につき	五、〇〇〇円
四 修理の事業の再許可を受けようとする者	一件につき	二、五〇〇円
五 販売等の事業の登録を受けようとする者	一件につき	一、五〇〇円
六 販売等の事業の再登録を受けようとする者	一件につき	七五〇円
七 第二百二十三條の登録を受けようとする者	一件につき	一、〇〇〇円
八 計量士の登録を受けようとする者	一件につき	一、〇〇〇円

- 九 製造若しくは修理の事業の許可証、販売等の事業の登録証、第二百二十七條の登録証又は計量士登録証の訂正を受けようとする者
- 十 製造若しくは修理の事業の許可証、販売等の事業の登録証、第二百二十七條の登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者
- 十一 計量士國家試験を受けようとする者
- 十二 計量器使用事業場の指定を受けようとする者
- 十三 検定を受けようとする者
- (1) 長さ計
- イ 金屬製の長さ計

一件につき	一〇〇円
一件につき	三〇〇円
一件につき	五〇〇円
一件につき	一、〇〇〇円
一箇につき	一〇〇円

(2) はかり イ 天びん ロ 棒はかり ハ 複かんばかり ニ 指示はかり 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの ひよう量が二〇キログラム以上二一トン未満のもの ひよう量が二一トン以上二二トン未満のもの その他のもの	ロ その他の長さ計	一箇につき	二〇円
	イ ビット管式速さ計及びプロペラ式回転型速さ計	一箇につき	一、〇〇〇円
(3) 時間計 温度計 イ ガラス製指示目盛温度計 ロ その他の温度計	ロ 棒はかり	一箇につき	一〇〇円
	ハ 複かんばかり	一箇につき	二〇〇、〇〇〇円
(4) 面積計 体積計 イ ます、化学用体積計、ガスビュレット及び肺活量計 ロ その他の体積計	ニ 指示はかり	一箇につき	三〇円
	指示はかり	一箇につき	五、〇〇〇円
(5) 速度計 イ ビット管式速さ計及びプロペラ式回転型速さ計 ロ その他の速さ計	ひよう量が二〇キログラム未満のもの	一箇につき	三〇、〇〇〇円
	ひよう量が二〇キログラム以上二一トン未満のもの	一箇につき	二〇〇、〇〇〇円
(6) 圧力計 イ 自記圧力計及び分銅式標準圧力計 ロ その他の圧力計	ひよう量が二一トン以上二二トン未満のもの	一箇につき	五〇、〇〇〇円
	その他のもの	一箇につき	三〇、〇〇〇円
(7) 仕事計 工率計 熱量計 角度計 イ 経緯儀及び測斜儀	自動はかり	一箇につき	二〇、〇〇〇円
	その他のはかり	一箇につき	一〇〇円
(8) 分銅及びおもり	分銅及びおもり	一箇につき	一五〇円
	温度計	一箇につき	一五〇円
(9) 面積計 体積計 イ ます、化学用体積計、ガスビュレット及び肺活量計 ロ その他の体積計	ガラス製指示目盛温度計	一箇につき	三〇〇円
	その他の温度計	一箇につき	一、〇〇〇円
(10) 速度計 イ ビット管式速さ計及びプロペラ式回転型速さ計 ロ その他の速さ計	面積計	一箇につき	五〇〇円
	体積計	一箇につき	一〇〇円
(11) 圧力計 イ 自記圧力計及び分銅式標準圧力計 ロ その他の圧力計	ます、化学用体積計、ガスビュレット及び肺活量計	一箇につき	五〇、〇〇〇円
	その他の体積計	一箇につき	一〇〇円
(12) 仕事計 工率計 熱量計 角度計 イ 経緯儀及び測斜儀	速度計	一箇につき	一、〇〇〇円
	ビット管式速さ計及びプロペラ式回転型速さ計	一箇につき	二〇〇円
(13) 圧力計 イ 自記圧力計及び分銅式標準圧力計 ロ その他の圧力計	その他の速さ計	一箇につき	五〇、〇〇〇円
	力計	一箇につき	五〇〇円
(14) 仕事計 工率計 熱量計 角度計 イ 経緯儀及び測斜儀	圧力計	一箇につき	一五〇円
	自記圧力計及び分銅式標準圧力計	一箇につき	一〇、〇〇〇円
(15) 仕事計 工率計 熱量計 角度計 イ 経緯儀及び測斜儀	その他の圧力計	一箇につき	一〇、〇〇〇円
	仕事計	一箇につき	五、〇〇〇円
(16) 工率計 熱量計 角度計 イ 経緯儀及び測斜儀	熱量計	一箇につき	五、〇〇〇円
	角度計	一箇につき	五、〇〇〇円
(17) 経緯儀及び測斜儀	経緯儀及び測斜儀	一箇につき	五、〇〇〇円
	その他のもの	一箇につき	五、〇〇〇円

(18) 流量計 粘度計 濃度計 光度計 周波数計及び騒音計 繊維計 引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機 粒度計 屈折度計 湿度計 イ 乾濕球湿度計及び変形湿度計 ロ その他の湿度計 比重計 耐火度計 部品検査を受けようとする者 水銀温度計のガラス管 ばね式自動はかりの制温装置 かたさ試験機のダイヤモンドコーン 原型検査を受けようとする者 長さ計の原型 体積計の原型 その他の計量器の原型 比較検査を受けようとする者 長さ計 イ 金属製の長さ計 ロ その他の長さ計 はかり 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	ロ その他の角度計	一箇につき	五〇〇円
	流量計	一箇につき	五〇〇円
(19) 粘度計 濃度計 光度計 周波数計及び騒音計 繊維計 引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機 粒度計 屈折度計 湿度計 イ 乾濕球湿度計及び変形湿度計 ロ その他の湿度計 比重計 耐火度計 部品検査を受けようとする者 水銀温度計のガラス管 ばね式自動はかりの制温装置 かたさ試験機のダイヤモンドコーン 原型検査を受けようとする者 長さ計の原型 体積計の原型 その他の計量器の原型 比較検査を受けようとする者 長さ計 イ 金属製の長さ計 ロ その他の長さ計 はかり 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	粘度計	一箇につき	五〇〇円
	濃度計	一箇につき	一〇〇円
(20) 光度計 周波数計及び騒音計 繊維計 引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機 粒度計 屈折度計 湿度計 イ 乾濕球湿度計及び変形湿度計 ロ その他の湿度計 比重計 耐火度計 部品検査を受けようとする者 水銀温度計のガラス管 ばね式自動はかりの制温装置 かたさ試験機のダイヤモンドコーン 原型検査を受けようとする者 長さ計の原型 体積計の原型 その他の計量器の原型 比較検査を受けようとする者 長さ計 イ 金属製の長さ計 ロ その他の長さ計 はかり 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	光度計	一箇につき	一〇〇円
	周波数計及び騒音計	一箇につき	二〇〇円
(21) 繊維計 引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機 粒度計 屈折度計 湿度計 イ 乾濕球湿度計及び変形湿度計 ロ その他の湿度計 比重計 耐火度計 部品検査を受けようとする者 水銀温度計のガラス管 ばね式自動はかりの制温装置 かたさ試験機のダイヤモンドコーン 原型検査を受けようとする者 長さ計の原型 体積計の原型 その他の計量器の原型 比較検査を受けようとする者 長さ計 イ 金属製の長さ計 ロ その他の長さ計 はかり 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	繊維計	一箇につき	五、〇〇〇円
	引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機	一箇につき	五、〇〇〇円
(22) 粒度計 屈折度計 湿度計 イ 乾濕球湿度計及び変形湿度計 ロ その他の湿度計 比重計 耐火度計 部品検査を受けようとする者 水銀温度計のガラス管 ばね式自動はかりの制温装置 かたさ試験機のダイヤモンドコーン 原型検査を受けようとする者 長さ計の原型 体積計の原型 その他の計量器の原型 比較検査を受けようとする者 長さ計 イ 金属製の長さ計 ロ その他の長さ計 はかり 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	粒度計	一箇につき	一〇、〇〇〇円
	屈折度計	一箇につき	五、〇〇〇円
(23) 湿度計 イ 乾濕球湿度計及び変形湿度計 ロ その他の湿度計 比重計 耐火度計 部品検査を受けようとする者 水銀温度計のガラス管 ばね式自動はかりの制温装置 かたさ試験機のダイヤモンドコーン 原型検査を受けようとする者 長さ計の原型 体積計の原型 その他の計量器の原型 比較検査を受けようとする者 長さ計 イ 金属製の長さ計 ロ その他の長さ計 はかり 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	湿度計	一箇につき	五、〇〇〇円
	乾濕球湿度計及び変形湿度計	一箇につき	二〇〇円
(24) 比重計 耐火度計 部品検査を受けようとする者 水銀温度計のガラス管 ばね式自動はかりの制温装置 かたさ試験機のダイヤモンドコーン 原型検査を受けようとする者 長さ計の原型 体積計の原型 その他の計量器の原型 比較検査を受けようとする者 長さ計 イ 金属製の長さ計 ロ その他の長さ計 はかり 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	比重計	一箇につき	一〇〇円
	耐火度計	一箇につき	五〇〇円
(25) 部品検査を受けようとする者 水銀温度計のガラス管 ばね式自動はかりの制温装置 かたさ試験機のダイヤモンドコーン 原型検査を受けようとする者 長さ計の原型 体積計の原型 その他の計量器の原型 比較検査を受けようとする者 長さ計 イ 金属製の長さ計 ロ その他の長さ計 はかり 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	部品検査を受けようとする者	一箇につき	一、五〇〇円
	水銀温度計のガラス管	一箇につき	三、〇〇〇円
(26) ばね式自動はかりの制温装置 かたさ試験機のダイヤモンドコーン 原型検査を受けようとする者 長さ計の原型 体積計の原型 その他の計量器の原型 比較検査を受けようとする者 長さ計 イ 金属製の長さ計 ロ その他の長さ計 はかり 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	ばね式自動はかりの制温装置	一箇につき	五〇〇円
	かたさ試験機のダイヤモンドコーン	一箇につき	五〇〇円
(27) 原型検査を受けようとする者 長さ計の原型 体積計の原型 その他の計量器の原型 比較検査を受けようとする者 長さ計 イ 金属製の長さ計 ロ その他の長さ計 はかり 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	原型検査を受けようとする者	一箇につき	五、〇〇〇円
	長さ計の原型	一箇につき	五〇〇円
(28) 体積計の原型 その他の計量器の原型 比較検査を受けようとする者 長さ計 イ 金属製の長さ計 ロ その他の長さ計 はかり 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	体積計の原型	一箇につき	一〇、〇〇〇円
	その他の計量器の原型	一箇につき	一〇、〇〇〇円
(29) 比較検査を受けようとする者 長さ計 イ 金属製の長さ計 ロ その他の長さ計 はかり 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	比較検査を受けようとする者	一箇につき	一〇、〇〇〇円
	長さ計	一箇につき	一〇、〇〇〇円
(30) 長さ計 イ 金属製の長さ計 ロ その他の長さ計 はかり 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	長さ計	一箇につき	一〇、〇〇〇円
	金属製の長さ計	一箇につき	一〇、〇〇〇円
(31) その他の長さ計 はかり 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	その他の長さ計	一箇につき	五、〇〇〇円
	はかり	一箇につき	一〇、〇〇〇円
(32) 天びん 棒はかり 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	天びん	一箇につき	三、〇〇〇円
	棒はかり	一箇につき	三〇〇円
(33) 複かんばかり ニ 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	複かんばかり	一箇につき	三〇〇、〇〇〇円
	ニ 指示はかり	一箇につき	四五、〇〇〇円
(34) 指示はかり ひよう量が二〇キログラム未満のもの	指示はかり	一箇につき	七、五〇〇円
	ひよう量が二〇キログラム未満のもの	一箇につき	五〇円

(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)			
引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機	かたさ試験機及び衝撃値試験機	織度計	周波数計及び騒音計	光度計、光束計及び照度計	濃度計	密度計	粘度計	流量計	イ 経緯機及び測斜儀 ロ その他の角度計	イ 熱量計 ロ 自記圧力計及び分銅式標準圧力計 ロ その他の圧力計	仕事計	工率計	圧力計	力計	イ ビートル管式速さ計及びプロペラ式回転型速さ計 ロ その他の速さ計	イ ます、化学用体積計、ガスビュレット及び肺活量計 ロ その他の体積計	面積計	面積計	温度計	時間計	自動はかり その他ののはかり 分銅及びおもり	ひょう、量が二〇キログラム以上二トン未満のもの ひょう、量が二トン以上二〇トン未満のもの ひょう、量が二〇トン以上のもの
一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき
三〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一、五〇〇円	一、〇〇〇円	七、五〇〇円 四五、〇〇〇円 二五〇、〇〇〇円 七五、〇〇〇円 三〇、〇〇〇円 五〇〇円

(23)	(24)	(25)																		(26)	(27)																		(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)		
粒度計	屈折度計	湿度計																		比重計	耐火度計																		十七 基準器検査を受けようとする者	イ 乾燥球湿度計及び変形湿度計	ロ その他の湿度計	比重量計	耐火度計	屈折度計	粒度計	
一箇につき	一箇につき	一箇につき																		一箇につき	一箇につき																		一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき	一箇につき
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																		一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円																									

十九 第三百三十二條又は第四百十九條の検査を受けようとする者

(1) 長さ計	イ 金属製の長さ計	一箇につき	五〇円
	ロ その他の長さ計	一箇につき	一〇円
(2) はかり	イ 天びん	一箇につき	五〇〇円
	ロ 棒はかり	一箇につき	五〇円
	ハ 複かんばかり	一箇につき	一五〇、〇〇〇円
	ヒ ヲリ量が一〇トン以上のもの	一箇につき	一五、〇〇〇円
	フ ヲリ量が二〇トン以上一〇〇トン未満のもの	一箇につき	二、五〇〇円
	その他のもの	一箇につき	一五円
ニ 指示はかり	ヒ ヲリ量が一〇トン未満のもの	一箇につき	一五円
	フ ヲリ量が二〇キログラム以上二〇トン未満のもの	一箇につき	一五、〇〇〇円
	ヒ ヲリ量が一〇トン以上一〇〇トン未満のもの	一箇につき	一五、〇〇〇円
	フ ヲリ量が一〇トン以上のもの	一箇につき	一五、〇〇〇円
ホ 自動はかり	一箇につき	一〇、〇〇〇円	
ヘ その他のはかり	一箇につき	五〇円	
ト 分銅及びおもり	一箇につき	八〇円	
(3) 時間計	一箇につき	一五〇円	
(4) 温度計	イ ガラス製指示目盛温度計	一箇につき	一五〇円
	ロ その他の温度計	一箇につき	五〇〇円
(5) 面積計	一箇につき	二五〇円	
(6) 体積計	イ ます、化学用体積計、ガスビュレット及び肺活量計	一箇につき	五〇円
	ロ その他の体積計	一箇につき	二五、〇〇〇円

○横尾國務大臣 たいい議論と相なりました計量法案について、提出の理由を御説明申し上げます。

計量に關しては、現在度量衡法がございすが、度量衡法は、明治四十二年法律第四号として制定されたもので

あつて、その後大正十年メートル法採用の大改正を初め数次にわたつて改正されましたが、なお、その大綱については、制定当時と大した変化はなく、終戦後の諸制度の一新の情勢から取残された點がありました。そのため学

界、業界、計量器の使用者など各方面から現行度量衡法改正の要望が高まり、国会において同法の改正促進の建議案が提出されたことも一再でなかつたのであります。そこで通商産業省としては、昭和二十一年十一月よりこれ

が改正に着手し、種々検討を加えて來ました結果、今回計量法の成案を得た次第であります。

計量法案は、現行度量衡法を全面的に改正しようとするものであります。が、その改正の要点は左の通りであります。

1 單位については、現行度量衡法が規定する長さ、面積、体積、質量、

温度、密度、圧力、工率、力及び仕事、の十單位のほかに、時間、速度、加速度の大きさ、熱量、角度、流量、粘度、濃度、光度、光束、照度、周波数、騒音の大きさ、織度、かたさ、衝撃値、引張強さ、圧縮強さ、粒度、屈折度、湿度、比重及び

(7) 速さ計	イ ビーター管式速さ計及びプロペラ式回転型速さ計	一箇につき	五〇〇円
	ロ その他の速さ計	一箇につき	一〇〇円
(8) 力計	一箇につき	二五、〇〇〇円	
(9) 圧力計	イ 自記圧力計及び分銅式標準圧力計	一箇につき	二五〇円
	ロ その他の圧力計	一箇につき	八〇円
(10) 仕事計	一箇につき	五、〇〇〇円	
(11) 工率計	一箇につき	五、〇〇〇円	
(12) 熱量計	一箇につき	二、五〇〇円	
(13) 角度計	イ 経緯儀及び測斜儀	一箇につき	二、五〇〇円
	ロ その他の角度計	一箇につき	二五〇円
(14) 流量計	一箇につき	二、五〇〇円	
(15) 粘度計	一箇につき	二五〇円	
(16) 濃度計	一箇につき	五〇〇円	
(17) 光度計	一箇につき	五〇〇円	
(18) 光束計及び照度計	一箇につき	五〇〇円	
(19) 周波数計及び騒音計	一箇につき	一、〇〇〇円	
(20) 織度計	一箇につき	五〇円	
(21) かたさ試験機及び衝撃値試験機	一箇につき	二、五〇〇円	
(22) 引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機	一箇につき	五、〇〇〇円	
(23) 粒度計	一箇につき	二五〇円	
(24) 屈折度計	一箇につき	二、五〇〇円	
(25) 湿度計	一箇につき	一〇円	
イ 乾濕球湿度計及び変型湿度計	一箇につき	五〇〇円	
ロ その他の湿度計	一箇につき	五〇円	
(26) 比重計	一箇につき	五〇円	
(27) 耐火度計	一箇につき	二五〇円	

耐久度を加え、電気関係のものを除き、最近経済界において取引または証明に使用されている単位を網羅しました。

2 現行度量衡法が、製作、修繕及び販売の営業に免許制度を採用しているのに対し、計量法案では、製造及び修理の事業に許可制度を、販売の事業に登録制度を採用しました。

3 検定については、その構造、公差に幅を持たせて用途に応じた精度または構造を有する計量器の検定ができるようにいたし、かつ、検定の主体としては、精度の高低、検定の難易等により通商産業大臣と都道府県知事との間の所管を明確にするとともに、部品検査及び原型検査の制度を新たに設け、検定の簡素化の道を開きました。

4 原器に比較してその器差を測定するための比較検査の制度を確立するとともに、容器の容量検査の制度を新たに設けました。

5 貨物の運送、寄託または売買に關連して積込みもしくは積下げ、倉入れもしくは倉出しまたは引渡しをする際にその貨物の計量単位による証明をする計量証明業者の使用する計量器について新たに登録制度を設け、その積度保持の義務を定めました。

6 計量に關する取締りについては、現行度量衡法では、主として都道府県知事の権限になつていますが、計量法案では、さらに市町村長に対しても大幅にその権限を與えました。工場、事業場、店舗、官公所などにおける計量管理を促進するため指

定事業場の制度及び計量士の制度を確立しました。

8 現行度量衡法においては、検定または取締りの統一の保持が困難でありましたが、計量法案では検定または取締りに新たに覆審制度を設け、その審査をするために計量調査官を置き、さらに検定、取締り用基準器その他につき基準器検査制度を設けてその統一に留意しました。

なお現行度量衡法のもとにおいて、度量衡法制度は、メートル法を基本とし、尺貫法、ヤードポンド法を昭和三十三年十二月末日まで併用することになっていますが、この点は計量法案においても、そのまま踏襲しました。

現行度量衡法は、すでに半世紀を経たものでありまして、最近の経済及び文化の実情とは疎隔して来ているのでありまして、政府はここに計量法案を提出して、取引証明の安全を確保し、経済及び文化の発展に資せしめようとするものであります。

何とも十分御審議の上、御議決あらんことを希望いたします。

○小金委員長 これにて計量法案の提案理由の説明は終了しました。

お諮りいたします。ただいま提案理由の説明を聴取いたしました計量法案は、非常に大部な法律案でありますのみならず、業界にとりまして影響が相当ありますし、またわれ／＼国民の生活上の問題にも、非常な密接な關係がございます。そこで当委員会といたしましては、公聴会を開いて審議したいと存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小金委員長 御異議ないようでありますから、そのように決定いたしてと記をとめてください。

〔速記中止〕

○小金委員長 速記を始めてください。

次会は、明後四月二日午後一時に開会いたします。なおその際は、電力再編成の問題について調査を進めたいと存じます。時間はなるべく御励行を願います。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時七分散会